（最終案）

第２期高知県子ども・子育て支援事業支援計画

・

高知県次世代育成支援行動計画（改定版）

～高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）～

令和２年３月

高　知　県

目　　次

第１章　基本的事項

１　計画策定の背景・趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　他の計画との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
４　計画の策定及び推進体制、進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
５　計画の基本理念と子ども・子育て支援の視点　・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　子ども・子育て支援新制度の概要と県内の子育て支援の状況

１　子ども･子育て支援新制度における各事業の全体像　・・・・・・・　5
２　本県の子育て支援の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

第３章　具体的な取組

第１節　高知版ネウボラの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　**16**

第２節　幼児期の学校教育・保育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・　**17**

１　教育・保育施設の区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（１）基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（２）県区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

２　子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込み、確保の内容等・・　18
（１）基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
（２）各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期　18
（３）量の見込み及び確保方策における広域利用について・・・・・・・・　19

３　幼児期の教育･保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容　20
（１）認定こども園に関する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
（２）教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進　・・・　21
（３）認定こども園、保育所及び幼稚園と小学校との接続　・・・・・　22
（４）保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保と資質の向上　・・　23
・保育士等の養成及び人材確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
・人材育成、資質の向上を図るための取組　・・・・・・・・・・・・・・・　30
・地域型保育事業に従事する職員等の育成支援　・・・・・・・・・・・　31
（５）教育・保育情報の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
・情報の公表に関する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
・基本的な公表項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

第３節　地域における子育て支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
１　地域子ども･子育て支援事業（法定１３事業）　・・・・・・・　33
（１）利用者支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
（２）地域子育て支援拠点事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
（３）妊婦健康診査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
（４）乳児家庭全戸訪問事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
（５）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業　37
（６）子育て短期支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
（７）ファミリー・サポート・センター事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
（８）一時預かり事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
（９）延長保育事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
（10）病児・病後児保育事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）　・・・・・・・　44
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業･　48

第４節　特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援　49
１　児童虐待防止対策の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
（１）子どもの権利擁護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
（２）児童虐待の発生予防・早期発見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
（３）児童虐待発生時の迅速・的確な対応
（児童相談所の体制強化等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
２　社会的養護体制の充実・強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
（１）代替養育を必要とする子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
（２）社会的養護の子どもの自立支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54
３　ひとり親家庭等の自立支援の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55
４　少年非行防止対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　57
５　障害児施策の充実等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
（１）発達障害のある子どもと家族への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・　59
（２）特別な支援を必要とする医療的ケア児や重度障害児等
への支援　・・　61

第５節　仕事と家庭生活の両立支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
１　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し　・・・・　64

第６節　ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援　66
１　誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育て
できる社会　・・・　68
（１）出会いの機会の創出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68
（２）妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備　・・・・・・・・・　71
・安全・安心な周産期医療体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71

・妊産婦・乳幼児に関する保健の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
・小児医療の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
・小児慢性特定疾病対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
・不妊に悩む方に対する支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
（３）子育て支援策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
・安心して子育てできる生活環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
２　すべての子どもの生きる力を育むことができる社会 ・・・ 82
（１）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等・・・・ 82
・次代の親を育成するための若者支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
・子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備・・ 84
・豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実・・・・・・・・・・・・ 92
・子どもの健全育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
・地域の教育力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
３　地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会・・ 100
（１）子ども等の安全の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
・子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ・・・・・・・・ 100
・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・・・・・・・・ 101
・犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進 ・・・・・・・・・・・・ 103

（別表）

別表1　保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
別表2　認定こども園の目標設置数、設置時期（各年4月1日現在）

第1章

基本的事項

第１章　基本的事項

1. 計画策定の背景・趣旨

少子化の急速な進行や子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

本県においては、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として「高知県次世代育成支援行動計画（こうちこどもプラン：平成 17～21 年度（前期計画）・平成 22～26 年度（後期計画）、高知家の少子化対策総合プラン：平成 27～令和元年度（前期計画））」を策定し、「次代を担う高知のこどもが健やかに育つための環境づくり」を目標に掲げ、子育て支援をはじめ子どもの健全育成に資する幅広い取組を進めてきました。

また、都市部を中心に大きな課題となっている保育所待機児童の問題など子育て支援が量・質ともに不足していることや、社会環境の変化に伴い、子育ての負担感や孤立感が増しているといった実情から、子育て支援の量的拡大と質の向上などを目的に、平成 24 年８月に「子ども・子育て関連３法」を制定し、これらの法律に基づき平成 27 年４月に「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」が本格施行されました。

新制度では、都道府県、市町村がそれぞれに事業計画を定め、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域における子育て支援の充実に向けた取組を計画的に推進していくこととなっており、本県においても、平成 27 年度から 31 年度までの５年間を第１期の計画期間とする「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や業務の円滑な実施に向けて取組を進めてきました。

こうした中、現計画を策定した平成 27 年度以降も、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加などを背景とした保育ニーズの高まりなどにより、依然として待機児童が発生しており、このような状況を受けて、保育の受け皿の整備を図る「子育て安心プラン」や、小学校に就学している全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る「新・放課後子ども総合プラン」の取組が進められるなど、子ども･子育て支援施策の充実が図られています。また、令和元年 10 月からは、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することを目的に、幼児教育・保育の無償化の取組がスタートしました。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は、平成 26 年の 1.45 から平成 30 年には 1.48 と緩やかな回復傾向がみられるものの、平成 30 年の出生数は 4,559 人となるなど、依然として少子化が進行しています。このため、誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境を整える総合的な施策をさらに推進する必要があります。

こうした状況を踏まえ、多くの取組が関連する次世代育成支援施策や子ども･子育て支援施策を総合的に推進し、取組をより強化していくため、「第２

期子ども･子育て支援事業支援計画」と「高知県次世代育成支援行動計画（改定版）～高知家の少子化対策総合プラン～（後期計画）」を一体的に策定することとします。

２．計画の位置づけ

本計画は、以下に位置づけられます。

①子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」

②次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定される「都道府県行動計画」

③国の「健やか親子 21（第 2 次）」に基づく「都道府県母子保健計画」

④子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項に規定される「都道府県子ども・若者計画」

⑤「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日策定）に基づく都道府県行動計画

また、作成にあたっては、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく基本指針を踏まえて策定しています。

３．他の計画との関係

本計画は、子育て支援に関わる下記の様々な県計画との整合を図り、調和を保ったうえで策定しています。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保健・医療・福祉分野	子ども･子育て支援事業支援計画 （子ども･子育て支援法）	第1期計画					第2期計画				
	次世代育成支援行動計画 （次世代育成支援対策推進法）	高知家の少子化対策総合プラン（前期計画）					高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）				
	ひとり親家庭等自立促進計画 （母子及び父子並びに寡婦福祉法）			第三次計画							
	障害者計画 （障害者基本法）	高知県障害者計画									
	障害福祉計画 （障害者総合支援法）	第4期計画			第5期計画						
	障害児福祉計画 （児童福祉法）				第1期計画						
	社会的養育推進計画 （児童福祉法等）						前期計画				
	高知家の子どもの貧困対策推進計画 （子どもの貧困対策の推進に関する法律）		第1期計画				第2期計画				
	高知県地域福祉支援計画 （社会福祉法）		第2期計画				第3期計画				
	日本一の健康長寿県構想		第3期計画				第4期計画				
教育	教育振興基本計画 （教育基本法）		第2期計画				第3期計画				
他	まち･ひと･しごと創生総合戦略 （まち･ひと･しごと創生法）	第1期計画					第2期計画				

４．計画の策定及び推進体制、進行管理

この計画は、県及び市町村の各関係部署との連携を図りながら検討し、子ども・子育て支援法第 77 条第４項に規定する審議会その他の合議制の機関である「高知県子ども・子育て支援会議」の意見を反映して策定しています。

当該計画に基づき、市町村をはじめとする様々な関係団体等と連携し総合的な子ども･子育て支援を着実に推進していくとともに、計画の進行管理についても、「高知県子ども･子育て支援会議」や「高知県少子化対策推進県民会議」の意見を聞きながら、適切に点検・評価を行っていきます。

５．計画の基本理念と子ども・子育て支援の視点

本計画では、すべての子ども達の健やかな成長に向けて、以下の基本理念と視点を基本姿勢に位置付けて、取組を進めていきます。

（１）計画の基本理念

子どもたちが安心して育まれるとともに、将来、社会の一員として自らの責任を果たしながら周囲の人々と力を合わせ幸せに暮らし、自分の人生を豊かにしていける社会の実現に取り組みます。

また、家庭においては保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びを感じながら子育てしていける社会の実現を目指します。

（２）子ども・子育て支援の視点

子ども・子育て支援は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長できること、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子育ての第一義的責任者である保護者がその責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。

本県では、次の５つの視点を大切にして取り組みます。

①　子どもの育ちの視点

乳幼児期から学童期までそれぞれの子どもの発達の特性を十分に理解し、発達の実情に応じた子育て支援に取り組みます。

生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、子どもたち一人一人

の個人差が大きいこの時期において、それぞれの健やかな育ちを保障するためには、子どもたちが愛情豊かな保護者やまわりの大人とのかかわり合いを通じて、安心して豊かな活動を展開できる環境づくりに取り組みます。

②　親やその他の保護者の育ちの過程を支援する視点

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となることです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己を尊重しながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援します。

③　サービスの質と量の充実の視点

全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実するよう取り組みます。

また、子どもたちの成長に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ります。

④　妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の視点

安心して、妊娠・出産・子育てができるよう支援するために必要な関係機関との連携等を推進します。

支援にあたっては、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行います。

また、困難を抱え支援を必要とする子どもやその保護者に対して、関係機関が連携・継続して切れ目のない支援を行います。

⑤　地域社会で支え合う視点

父母やその他の保護者が子育ての責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

子どもの最善の利益の実現を念頭に、家庭・学校・地域・事業所など子どもを取り巻く地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う地域社会を目指します。

第2章

子ども・子育て支援新制度の概要と
県内の子育て支援の状況

第２章　制度の概要及び県内の子育て支援の状況

1.　子ども･子育て支援新制度における各事業の全体像

「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の子ども達や子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども･子育て関連３法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援などの量的拡充・質の向上を計画的に進めていく制度であり、平成 27 年４月から本格的に始まりました。

この制度への移行により、保育所待機児童の解消に向けた取組や認定こども園制度の改善、地域の子育て支援の充実などを図っています。

具体的な事業は市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付事業を実施しています。

（１）教育・保育事業の給付の概要と仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この２つの給付制度に基づいて、各制度間で異なっていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等に対する財政支援の仕組みが共通化されました。

（２）施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の３つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの ［子ども・子育て支援法第19条第1項第1号］	●教育標準時間＊	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ［子ども・子育て支援法第19条第1項第2号］	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ［子ども・子育て支援法第19条第1項第3号］	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

＊教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

（３）子育てのための施設等利用給付の概要

令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園や認可外保育施設等であって市町村の確認を受けた施設を対象に、要件を満たした子どもが利用した際に費用が支給され、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られています。

施設等利用給付

対象施設

- 幼稚園（私学助成を受けている園※1）
- 特別支援学校の幼稚部
- 預かり保育事業

認可外保育施設等
- ・認可外保育施設※2
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

※1　施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園

※2　認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置が設けられている。

支給要件　以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の認定を受けた者

〇3歳から5歳まで（小学校就学前）の子ども

〇0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

（４）子育てのための施設等利用給付の支援を受ける子どもの認定区分

「幼稚園（新制度未移行）」「幼稚園の預かり保育」「認可外保育施設」等を利用している場合、施設等利用給付の対象となるために、以下の３つの認定区分が設けられてます。

認定区分	支給に係る施設・事業
満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの**（新１号認定こども）** （第 30 条の4第１号）	幼稚園 特別支援学校等
満３歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した小学校就学前の子どもであって、第 19 条第１項第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの**（新２号認定子ども）** （第 30 条の4第２号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
満３歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある小学校就学前の子どもであって、第 19 条第１項第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの**（新３号認定子ども）** （第 30 条の4第３号）	

（５）地域子ども･子育て支援事業

各市町村が地域の実情に応じて実施する次の事業についても新制度に位置付けられ、市町村が主体となり、地域のニーズに応じた妊娠期からの子育て支援の確保に向けて、計画的な取組が進められます。

①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健康診査
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業
⑧一時預かり事業
⑨延長保育事業
⑩病児保育事業
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2. 本県の子育て支援の状況

（１）本県の人口と出生数の推移

本県の人口は、昭和 60 年の 840 千人から減少し、平成２年からは死亡数が出生数を上回る自然減となりました。

子どもの人口では、平成 27 年には、18 歳未満人口が約 104 千人、６歳未満人口が約 30.6 千人となっています。平成２年からの 25 年間の変化を見ても、それぞれ約 78 千人、約 19 千人減少しており、総人口に占める比率でも、7.8 ポイント、1.8 ポイント低下しています。

総務省統計局「国勢調査」

高知県の子どもの人口と総人口に占める割合

（単位：人）

年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27年
総人口	831,275 （100%）	839,784 （100%）	825,034 （100%）	816,704 （100%）	813,949 （100%）	796,292 （100%）	764,456 （100%）	728,276 （100%）
6歳未満	66,601 （8.0%）	58,705 （7.0%）	49,474 （6.0%）	43,306 （5.3%）	41,062 （5.0%）	38,027 （4.8%）	33,641 （4.4%）	30,555 （4.2%）
18歳未満	207,985 （25.0%）	203,468 （24.2%）	182,458 （22.1%）	157,569 （19.3%）	141,032 （17.3%）	126,715 （15.9%）	115,352 （15.1%）	104,476 （14.3%）

総務省統計局「国勢調査」

本県の出生数は減少しており、本県の人口構成から見ても当面の間は出生数の減少は避けられない状況となっています。

一方、合計特殊出生率は、平成 21 年に 1.29 と過去最低を記録した後、全体としては回復基調にあり、この間の伸び率は全国を上回る状況となっています。

（２）子育て世帯の動向

平成 27 年の 6 歳未満の子どものいる世帯は、全体の 7.2%で、平成 22 年に比べて 9.2%減少しています。

また、平成 27 年の 6 歳未満の子どものいる世帯の中での核家族の割合は、87.0%と高く、核家族化が進行しています。

高知県の子どものいる世帯数

単位：世帯％

	平成 17 年		平成 22 年		H17→22 伸び率	平成 27 年		H22→27 伸び率
	実数	構成比	実数	構成比		実数	構成比	
一般世帯数	323,327	100%	321,004	100%	△0.7%	318,086	100%	△0.9%
6歳未満の子どものいる世帯	28,739	8.9%（100 %）	25,374	7.9%（100%）	△11.7%	23,049	7.2%（100%）	△9.2%
核家族世帯	23,937	7.4%（83.3%）	21,497	6.7%（84.7%）	△10.2%	20,057	6.3%（87.0%）	△6.7%
その他の世帯	4,802	1.5%（16.7%）	3,877	1.2%（15.3%）	△19.3%	2,992	0.9%（13.0%）	△22.8%

総務省統計局「国勢調査」

（３）認定こども園・保育所・幼稚園等の状況

①就学前の行政窓口の一本化の状況（行政窓口を一本化した市町村数）

本県では、全国に先駆け、県において幼稚園・保育所の行政窓口を一本化した平成 15 年以降、各市町村においても窓口の一本化が進んでいます。

出典：高知県幼保支援課調査

②市町村別の認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業所の設置数

市町村ごとの施設の設置状況では、保育所又は地域型保育事業所のみの設置で、1 号認定子どもの受け入れ施設となる認定こども園又は幼稚園がない市町村は 15 市町村となっています。

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育施設数

H31.4.1

市町村	認定こども園					保育所			幼稚園				地域型保育事業所			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計	小規模	事業所内	家庭的保育	合計
高知市	5	9	5	2	21	23	61	84	1	1	6	8	14	4		18
室戸市					0	3	4	7				0				0
安芸市					0	7	1	8			1	1	1			1
南国市	2	1			3	7	8	15		1		1	2			2
土佐市					0	11	1	12			1	1		1		1
須崎市					0	2	7	9			1	1	1			1
宿毛市		1			1	7	2	9				0				0
土佐清水市		1			1	5		5				0				0
四万十市		1			1	15	3	18				0		1	1	2
香南市			1		1	7		7		4		4	3	1		4
香美市					0	6	1	7			2	2	1			1
東洋町					0	2		2				0				0
奈半利町	1				1			0				0				0
田野町					0	1		1		1		1				0
安田町	1				1			0				0				0
北川村					0	1		1				0				0
馬路村					0	2		2				0				0
芸西村					0	1		1		1		1				0
本山町					0	1		1				0				0
大豊町					0	2	1	3				0				0
土佐町					0	1		1				0				0
大川村					0			0				0	1			1
いの町	2				2	4	2	6		1		1				0
仁淀川町					0		4	4				0				0
中土佐町					0	3		3				0				0
佐川町					0	2	5	7				0				0
越知町					0	1		1		1		1				0
梼原町	1				1			0				0				0
日高村					0		2	2				0				0
津野町	2				2			0				0				0
四万十町	1				1	7	3	10				0				0
大月町					0	3		3				0				0
三原村					0	1		1				0				0
黒潮町					0	4		4				0				0
県計	15	13	6	2	36	129	105	234	1	10	11	22	23	7	1	31

※保育所の受け入れは、田野町0～2歳、芸西村0～3歳。

出典：高知県幼保支援課調査

③就学前の児童数と施設等の利用児童数

少子化に伴い就学前の子どもの数が減少する一方で、保育所や幼稚園等の施設を利用する子どもの割合は高まってきています。

（※幼稚園：5 月 1 日現在、幼稚園以外：4 月 1 日現在）　　出典：高知県幼保支援課調査

④待機児童数の推移

待機児童は高知市に集中しており、入所希望地域の偏在等により発生しています。

（各年4月1日現在）　出典:厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」

⑤認定こども園数の推移

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の数が増加しています。

出典：高知県幼保支援課調査

（４）主な地域子ども･子育て支援事業の状況

①11 時間を超える延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の実施施設数

②11 時間を超える延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業の利用児童数

③放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置数

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るための取組が進み、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の数は年々少しずつ増加しています。

※放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や週末に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに仕事と子育ての両立を支援するもの

※放課後子ども教室

子どもたちに、放課後や週末などに学習支援やスポーツ・文化活動などのさまざまな体験活動を提供し、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するもの

④地域子育て支援拠点の設置数

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点（国基準を満たさない拠点を含む）は、24 市町村 1 広域連合 48 か所に設置されています。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	21市町村	22市町村	23市町村	23市町村 1広域連合	24市町村 1広域連合	24市町村 1広域連合
箇所数	38	37	39	41	42	43	44	45	48	52	48

⑤子育て世代包括支援センターの設置数（母子保健型）

妊娠･出産・子育ての総合相談窓口である子育て世代包括支援センターは、平成 27 年度から設置が始まり、現在では全市を含む 19 市町村に設置されています。

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
設置市町村数	1市	5市町	13市町村	18市町村	19市町村
センター数	1	5	13	18	20

⑥ファミリー･サポート･センターの設置市町村数

地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターは、事業への助成や広報などにより、新たな設置が進んでいます。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
設置市町村数	1市	2市町	3市町	5市町	8市町	10 市町

第3章

具体的な取組

第3章　具体的な取組

第１節　高知版ネウボラの推進

P

市町村子育て世代包括支援センターを起点とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援「高知版ネウボラ」を推進し、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応、子育て家庭の不安の解消や働きながら子育てできる環境づくりを進めます。

※関連する主な取り組みの詳細については、第２節（幼児期の学校教育・保育の充実）や第３節（地域における子育て支援）等に記載しています。

第２節　幼児期の学校教育・保育の充実

１．教育・保育施設の区域の設定

都道府県が作成する「子ども・子育て支援事業支援計画」（以下、「本計画」という。）では、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 62 条第２項第１号の規定に基づき、各市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、広域利用の実態なども踏まえて、各年度における教育・保育の量の見込みや、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定することとされています。

この定められた区域内において、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業者から認可・認定の申請があった場合は、基準を満たし、かつ県計画において定めた区域における「利用定員の総数（利用定員の合計）」（供給）が「必要利用定員総数（量の見込み）」（需要）に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければならないと規定されています。

（１）基本的な考え方

本計画では、次の３点を勘案して区域を設定します。

①市町村が定める教育・保育の提供区域
②市町村を超えた利用の実態及び利用量の見込み
③需給調整及び広域調整への影響

（２）県区域の設定

基本的な考え方に基づき、認定区分ごとに次のとおり設定します。

①　１号認定

幼稚園や認定こども園においては、市町村域を超えて広域的な利用が行われていることを踏まえ、**県全体を１区域に設定**

②　２号認定、３号認定

各市町村単位での需要と供給の確保が保たれているとともに、市町村計画における提供区域や量の見込みの確保区域においても、市町村単位で設定されていることから、**各市町村を１区域に設定**

【認定区分とは】　法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分。
認定区分によって、原則、利用できる施設が下記のとおり分かれる。

＊1 号認定 ･･･ 3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）　利用施設 ： 幼稚園、認定こども園
＊2 号認定 ･･･ 3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども　利用施設 ： 保育所、認定こども園
＊3 号認定 ･･･ 3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども　利用施設 ： 保育所、認定こども園、地域型保育施設

２．子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保の内容

（１）基本的な考え方

各市町村においては、市町村計画の策定にあたり、地域の子育て家庭等に対してアンケート調査などを実施し、現在の保育・教育施設の利用状況や、今後希望する利用内容などに関する調査を実施しています。

この結果に基づいて算出した「量の見込み」をもとに、地域の実情を踏まえ、市町村子ども・子育て会議で審議を行いながら、今後５年間の利用及び確保方策の量の見込みを各年度ごとに定めています。

本計画においては、各市町村計画との整合を図り、各市町村が定めた見込み数を県が設定した区域ごとに集計し、認定区分ごとに定めます。

各市町村計画における量の見込み･確保方策の計　＝　県計画における量の見込み･確保方策

※確保方策：計画期間内（５年後）に目指す姿

（２）各年度における量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

本計画に定める量の見込み及び確保方策を、次のとおり定めます。

各市町村においては、量の見込みに対応した教育･保育の提供体制を確保するため、施設整備等により受け入れ定員の拡大や調整を図ります。

特に、保育が必要である２号、３号認定の受け入れについては、国が定める「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備等に取り組みます。

① １号認定　（単位：人）

	量の見込み	確保方策		
	1号認定	計	特定教育・保育施設	私学助成受給幼稚園等
令和2年度	2,132	3,443	3,163	280
令和3年度	2,082	3,412	3,132	280
令和4年度	1,986	3,281	3,001	280
令和5年度	1,954	3,235	2,955	280
令和6年度	1,922	3,174	2,894	280

② ２号認定　（単位：人）

	量の見込み	確保方策			
	2号認定	計	特定教育・保育施設	地域型保育事業	認可外保育施設
令和2年度	12,344	14,527	14,469	26	32
令和3年度	12,122	14,627	14,570	25	32
令和4年度	11,783	14,754	14,695	27	32
令和5年度	11,691	14,800	14,736	32	32
令和6年度	11,410	14,856	14,794	30	32

③　３号認定

（単位：人）

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 （1・2歳児）	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和2年度	7,500	8,106	7,791	271	44
令和3年度	7,347	8,122	7,793	285	44
令和4年度	7,305	8,173	7,833	296	44
令和5年度	7,119	8,193	7,843	306	44
令和6年度	6,947	8,190	7,840	306	44

（単位：人）

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 （0歳児）	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和2年度	2,024	2,126	1,948	157	21
令和3年度	1,970	2,160	1,976	163	21
令和4年度	1,953	2,203	2,013	169	21
令和5年度	1,906	2,206	2,012	173	21
令和6年度	1,857	2,206	2,010	175	21

なお、区域（市町村）ごとの一覧は、別表１のとおりです。

（３）量の見込み及び確保方策における広域利用について

今回の市町村計画の策定に当たり、市町村の設定区域を超えた教育・保育が必要となった場合は、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等については、市町村間で調整を行っています。

こうした現状を踏まえて、県は、関係市町村間及び関係保育・教育施設等との調整が整わない場合には、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）を行います。

さらに、預かり保育や認可外保育施設等の広域利用が見込まれる子育てのための施設等利用給付については、市町村間の連携が整うように県から情報提供等を積極的に行います。

また、県境など隣県との広域調整が必要となる場合は、関係市町村からの要請を受けて、関係する県との間で調整を行います。

３．幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

（１）認定こども園に関する基本的な考え方

① 認定こども園の役割と必要性

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況やその変化によらず、柔軟に子どもたちを受け入れることができる施設であり、認定こども園では、教育・保育の認定区分が変わっても、子どもたちが施設を変わるなどといった環境の変化を受けることなく、保護者の希望する教育または保育を受けることができます。

県では、どこに住んでいても質の高い教育・保育を受けることができる体制の確保を目指しており、特に、保育所・幼稚園のいずれか１つしかない市町村に対しては、地域の教育・保育ニーズに柔軟に対応できる認定こども園の設置が必要と考えます。

また、とりわけ幼保連携型認定こども園については、新制度において、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の施設として一元化されたところであり、教育・保育双方の高い専門性を兼ね備えていることから、その設置を推進します。

② 認定こども園の目標設置数、設置時期

県全域の目標設置数及び設置時期を、次のとおり定めます。
なお、市町村ごとの内容については、別表２のとおりです。

（単位：園数）

類型	令和元年 ４月現在	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
幼保連携型 認定こども園	15	16	18	19	19	19
幼稚園型 認定こども園	13	12	13	13	13	13
保育所型 認定こども園	6	6	6	6	6	7
地方裁量型 認定こども園	2	2	2	2	2	2
合計	36	36	39	40	40	41

※　上記以外に、幼稚園・保育所のいずれか一箇所しかない市町村であって、現在のところ認定こども園への移行予定のない 13 市町村についても、地域の教育・保育ニーズに応じて幼保連携型認定こども園への移行への支援を行います。

③ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

認定こども園においては、一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもたちが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにするなどの配慮を行う必要があります。

園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じた、教育・保育の内容やその展開についての工夫が必要です。これと併せて職員の専門性が必要となります。

このため、認定こども園に移行する際には、保護者への理解や、保護者と職員との連携が維持されるよう、十分な配慮を行う必要があります。

こうしたことなどを踏まえて、認定こども園への移行を進めるために、県としては次のとおり支援を行います。

（ア）財政的な支援

国の補助制度等を活用しながら、施設整備等に対する支援を行い、より多くの施設設置に向けて取り組みます。

また、新たな幼保連携型認定こども園の職員となる「保育教諭」については、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許と資格を有することが必要となることから、どちらか一つの免許・資格しか持たない者の免許及び資格の取得について支援を行い、円滑な移行を推進します。

（イ）人的な支援

県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、認定こども園に移行するための施設、設備基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行い、認定こども園への円滑な移行を進めます。

（２）教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進

教育・保育施設である認定こども園・幼稚園・保育所については、子ども・子育て支援の中核的役割を担うことから、相互に連携した取り組みが必要です。

また、原則、３歳未満の保育を必要とする子どもが利用する小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」については、乳児の受け入れについて重要な役割を担っていますが、質の高い保育の提供とともに、満３歳以降においても適切な教育・保育を受けることができるよう、中核的役割を担う教育・保育施設との連携が不可欠です。

県としても、市町村の積極的な関与を促すとともに、事業者の連携が円滑かつ積極的に図られるよう、合同研修の実施などによる取組を行います。

（３）認定こども園、保育所及び幼稚園と小学校との接続

乳幼児期は、保護者や周囲の人々との関わりの中で守られているという安心感や信頼感、それらからくる情緒の安定に支えられて、日常の生活や遊びの中で基本的生活習慣を身に付け、規範意識の芽生え、探求心や好奇心、豊かな創造力が育まれるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な時期です。

この時期に質の高い教育・保育を受けることは、義務教育及びその後の学校教育への意欲や、社会で生きていく力の基礎を培うことにつながり、子どもの成長に大きな影響があるといわれています。

教育委員会においては、幼児一人一人を小学校教育につなげ、円滑な保幼小接続を図るために作成した「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づき、さらなる連携・接続を推進していきます。

① 実践力向上研修の内容充実

・「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づく実践の在り方について、保育所・幼稚園等の保育者、小学校教員、市町村教育委員会の指導事務担当者等を対象にした研修を実施し、資質・指導力の向上を図ります。

・保育所・幼稚園等と小学校において、幼児期の学びから小学校への学習へとつなぐ「接続期カリキュラム」の作成、年３回以上の連絡会や交流活動等の開催を年間計画や学校経営計画等に位置づけるよう、研修会等において周知・徹底していきます。

② 連絡会・交流活動の徹底

・目標を明確にした保育所・幼稚園等と小学校との連絡会や交流活動の実施により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が組織的・計画的に実践されるよう、保幼小連携アドバイザーや指導主事等が訪問し、指導・助言を行います。

③ モデル地域の取組内容の充実・成果の普及

・モデル地域（３地域）において、接続期カリキュラム等の内容の充実を図り、その成果を全ての地域に普及することにより、さらなる質向上につなげていきます。

④ 小学校入学時の課題への対応の充実

・「個別の指導計画」や「就学時引き継ぎシート」の活用により、発達障害等のある子どもへの支援の引き継ぎを充実します。

・保育所・幼稚園等における、日常的な親育ちの支援体制を確立し、保育者を対象とした研修を充実させるとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

（４）保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保と資質の向上

Ⅰ　保育士等の養成及び人材確保

①　保育士・保育教諭・幼稚園教諭の現状

保育士及び保育教諭の総数は、平成 27 年には正規職員・臨時職員・パート職員の総数は 4,185 人でしたが、令和元年は 4,410 人となっており、225 人の増となっています。

また、職員の内訳では、正規職員数が平成 27 年と比較して増加する一方で、臨時職員やパート職員の人数は微減しており、全職員に占める正規職員の割合はやや高くなってきています。

一方、幼稚園教諭の人数は、平成 27 年は 428 人でしたが、令和元年は 408 人となっており、減少傾向となっています。

（ア）保育士数の推移（保育所等）

（人）

年度		H27	H28	H29	H30	R元	対H27
常勤	正規職員	1,745	1,785	1,803	1,888	1,884	139（ 108.0% ）
	（対前年度）		40	18	85	△ 4	
	臨時職員	1,496	1,465	1,548	1,447	1,390	△ 106（ 92.9% ）
	（対前年度）		△ 31	83	△ 101	△ 57	
	計	3,241	3,250	3,351	3,335	3,274	33（ 101.0% ）
	（対前年度）		9	101	△ 16	△ 61	
パート		799	961	816	850	831	32（ 104.0% ）

※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

（イ）保育教諭数の推移（幼保連携型認定こども園）

（人）

年度		H27	H28	H29	H30	R元	対H27
常勤	正規職員	95	102	160	175	198	103（ 208.4% ）
	（対前年度）		7	58	15	23	
	臨時職員	26	37	42	51	55	29（ 211.5% ）
	（対前年度）		11	5	9	4	
	計	121	139	202	226	253	132（ 209.1% ）
	（対前年度）		18	63	24	27	
パート		24	21	24	23	52	28（ 216.7% ）

※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

（ウ）幼稚園教諭数の推移（幼稚園）

（人）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	対H27
本務者	346	404	344	332	335	△ 11（ 96.8% ）
国公立	92	95	109	97	81	△ 11（ 88.0% ）
私立	254	309	235	235	254	0（ 100.0% ）
兼務者	82	70	65	88	73	△ 9（ 89.0% ）
国公立	19	13	18	36	23	4（ 121.1% ）
私立	63	57	47	52	50	△ 13（ 79.4% ）
計	428	474	409	420	408	△ 20（ 95.3% ）

※学校基本調査（国調査）

② 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保に伴う課題

（ア）保育士・保育教諭・幼稚園教諭数及び在園児数の推移

※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）、延長保育等の実施状況調査（国調査）

（イ）保育士・保育教諭・幼稚園教諭数は不足しているか

（人）

	H31.4.1時点					R元.9.1時点				
	はい		いいえ		計	はい		いいえ		計
幼保連携型認定こども園	0	0.0%	15	100.0%	15	4	26.7%	11	73.3%	15
保育所	46	19.7%	188	80.3%	234	68	29.1%	166	70.9%	234
幼稚園	3	15.8%	16	84.2%	19	6	31.6%	13	68.4%	19
連携型外認定こども園	2	9.5%	19	90.5%	21	2	9.5%	19	90.5%	21
地域型保育事業所	0	0.0%	30	100.0%	30	0	0.0%	31	100.0%	31

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査（県調査）

（ウ）（イ）で「はい」とした保育士・保育教諭・幼稚園教諭の不足人数

（人）

	H31.4.1時点						R元.9.1時点					
		障害児加配	家庭支援加配	延長・土曜保育等	産育休、病休代替	その他		障害児加配	家庭支援加配	延長・土曜保育等	産育休、病休代替	その他
幼保連携型認定こども園	0						10	2		3	1	4
保育所	71	25	7	2	4	33	110	36	9	4	14	47
幼稚園	4	1		2		1	13	2		5	3	3
連携型外認定こども園	3					3	3					3
地域型保育事業所	0						0					
合計	78	26	7	4	4	37	136	40	9	12	18	57

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査（県調査）

（エ）正規職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の採用人数（人）

	H30.4.1採用	H31.4.1採用
幼保連携型認定こども園	21	20
保育所	126	108
幼稚園	12	5
連携型外認定こども園	37	27
地域型保育事業所	7	13
合計	203	173

※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

前頁の②（ア）の表のとおり、入所児童数は新制度へ移行した平成27年度は認可外保育施設の認可施設への移行が進んだことや地域型保育事業所等の施設が新設されたことにより増加していますが、その後はゆるやかに減少しています。一方で、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の職員総数は横ばい又は微増傾向となっています。

その要因としては、０歳児の入所児童数の増加が考えられます。

０歳児については、国が定める職員の配置基準（最低基準）が、乳児３人に対し職員１人となっていることから、入所児童数が増えることに伴い、保育士の人数も増加となります。

さらに、年度途中の入所も多いことから、年度途中での保育士の雇用が必要となりますが、この場合、年度末までの短期雇用期間となることなどから、人材の確保が難しい状況にあります。

また、障害児や特別な支援が必要な児童については、平成 28 年度をピークに減少傾向にありますが、平成 30 年度には、258 園に 1,628 人が在籍しています。このような児童に対応するために配置する保育士には専門的な知識が求められることなどから、人材の十分な確保につながりにくいうえに、年度途中の児童の受入に要する保育士の確保は人材不足から難しい状況です。

個別対応での支援を要することから、正規職員が対応した場合には、その職員の代替となる職員が必要です。また、新たにその児童に対応する職員が必要となる場合もあり、いずれの場合も、年度途中からの対応が必要となります。

このように、年度当初の段階では、入所児童数に対して法で定められている最低基準の職員数は確保しているものの、障害児等や延長保育などに対応する加配職員がやや不足する状況となっています。
また、年度の途中では、新たに入所する０歳児に対応する職員や、日々の保育等で判明する特別な支援が必要な児童に対応する職員が不足する状況となっています。

施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、０歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと、さらに障害等で特別な支援が必要となる児童の把握が難しいことなどの要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しにくい状況であり、こうしたことが臨時職員やパート職員の増加につながっています。

職員は増加しているものの、前頁表（イ）（ウ）のように２割から３割の施設では、「不足している」と答えており、この職員の不足に対して、平成 30 年４月及び平成 31 年４月の正規職員の採用状況は前頁の（エ）のとおりとなっています。
また、雇用につながる潜在保育士の就労希望等については次頁の表（オ）のとおりとなっています。

（オ）潜在保育士（※）の調査回答

※潜在保育士
保育士の資格を持っているが、現在は保育士として働いていない方

・今後の勤務の希望について　回答数202人

（人）

項目	人数	割合
勤務してみたいと思う	9	4.5%
給与等の希望条件が揃えば勤務してみたいと思う	100	49.5%
勤務する予定はない	65	32.2%
無回答（空欄）	28	13.9%

・就業条件（複数回答）　回答数202人

（人）

項目	人数	割合
給与	80	39.6%
勤務時間	70	34.7%
通勤距離	36	17.8%
保育方針	21	10.4%
その他	23	11.4%

【主なその他の内容】
・人間関係が良いところ
・休日が確保できる
・正規雇用であること
・福利厚生が充実している
・相談できる窓口がある
・今の仕事を退職したら

※R元.10月　高知県保育士実態調査より

正規職員の採用人数は、平成 30 年４月と比較すると平成 31 年４月は減少しており、県中央部においては募集人数に対して数倍もの応募人数が集まりますが、中山間の地域では募集人数程度しか集まらず選考ができない場合もあるなど、人の確保が困難な地域も発生しています。

また、臨時職員やパート職員については、募集しても集まらないといった施設設置者の声があります。
仕事を求めている方の中には、臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいますが、勤務時間帯や賃金面での希望が合わず、雇用に繋がらない状態となっています。

③ 確保方策について

（ア） 保育士、保育教諭、幼稚園教諭の必要数について（臨時職員やパート職員を含む）

保育士・保育教諭・幼稚園教諭の必要数について　（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育士	4,108	4,081	4,072	4,061	4,054
保育教諭	391	417	459	456	453
幼稚園教諭	370	364	357	357	346
合計	4,869	4,862	4,888	4,874	4,853

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査（県調査）

正規職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の年齢構成　（人）

	20歳以上30歳未満		30歳以上40歳未満		40歳以上50歳未満		50歳以上55歳未満		55歳以上		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
保育士	464	24.6%	599	31.8%	494	26.2%	198	10.5%	129	6.8%	1,884
保育教諭	89	44.9%	50	25.3%	30	15.2%	11	5.6%	18	9.1%	198
幼稚園教諭	84	39.3%	37	17.3%	56	26.2%	17	7.9%	20	9.3%	214
合計	637	27.7%	686	29.9%	580	25.3%	226	9.8%	167	7.3%	2,296

※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

保育教諭（幼保連携型認定こども園における職員）については、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有していることが必要です。

現在、保育士・幼稚園教諭の約８割の職員は両方の資格を持っていますが、幼保連携型認定こども園に勤務している者又は勤務を予定している者で、どちらか一方の資格しか持っていない職員は、令和６年度末までに資格を取る必要があります。

保育士・幼稚園教諭については、今後減少する見込みとなっていますが、保育教諭は増加しており、トータルとしては５年後の令和６年度までほぼ横ばいの状態であることから、人材を継続して確保していくためには、在職者及び新規採用者の定着化（離職防止）を促進する必要があります。

また、今後５年間で約 170 名の正規職員の退職が見込まれることから、退職者の補充も課題となってきます。

（イ） 今後の取組について

このような状況から、保育士・保育教諭・幼稚園教諭について次のように確保を図るよう努めます。

○ 保育士・保育教諭・幼稚園教諭については、人格形成の基礎を培う大切な時期である乳幼児期に関わり、児童の成長を育む重要な役割を担っていることから、職員の確保と資質の向上を図るためにも正規職員の割合を増やすよう設置者に促します。

特に退職が見込まれる職員の確保については、計画的な雇用となるよう各市町村・各法人等設置者に促します。

○ 保育士の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職場環境の改善を引き続き促進します。

○ 保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない保育士及び幼稚園教諭の再就職等について、高知県社会福祉協議会・福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携し、事業者と求職者とのマッチングの強化や再就職に向けた研修の実施など、積極的に支援します。

○ 指定保育士養成施設に在籍している学生はもとより、中学生・高校生に対して保育士等を目指す人材を確保するために、保育士等の業務内容などの広報等を強化します。

○ 保育士修学資金の貸付により、保育士資格取得を目指す学生を支援するほか、保育士の補助を行う者の雇上げに必要な費用、未就園児を持つ保育士の子どもの保育料等や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用についても貸付を行います。

（ウ） 資格取得支援について

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため、国の特例制度を活用し、幼保連携型認定こども園の保育教諭に必要とされる幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有するための資格取得について支援します。

また、保育所や認可外保育施設等で勤務している資格を持っていない職員が、新たに保育士資格取得を目指す取組を支援します。

Ⅱ　人材育成、資質の向上を図るための取組

① 親育ち支援の充実

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えていることから、日常的・継続的に親育ち支援を行うことが必要になっています。

そのため、保育所・幼稚園等における職員については、職員の資質向上とともに、保護者への親育ち支援等の充実も必要となっています。

・保育所・幼稚園等全体で取り組むための体制づくり（担当配置）の促進
・保育者の親育ち支援力向上のための研修の充実

② 質の高い教育・保育を受けることができる環境づくり

質の高い教育・保育の提供のために、教育委員会幼保支援課と教育センターが中心となって、すべての保育者に対する研修の機会が保障されるよう取り組むとともに、研修に参加するための代替職員の確保等について支援を行い、参加しやすい研修の実施に努めます。

また、保育者に求められる資質・指導力の向上のため、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用の周知・徹底を図ります。

・保育所保育指針等に沿った指導方法の確立
・保育者のキャリアステージごとに求められる資質・指導力の向上のための、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用と周知・徹底
・アドバイザーや指導主事による園内研修への訪問指導等の充実
・保育所・幼稚園等での組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化（「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用）
・基本研修（基礎・中堅・管理職ステージ）と県の施策に応じた専門研修（全保育者対象）の実施
・理論と実践を連動させ、学びの積み上げとなる研修の実施
・障害児保育や児童虐待等について、専門性を高める研修の実施
・県内大学等と連携した質の高い研修の実施

③ 幼保支援アドバイザー等の配置

・幼保支援アドバイザーや親育ち支援アドバイザー等の確保に努め、保育所・幼稚園等への訪問指導を行い、保育者等の資質や専門性を高め、教育・保育の充実を図ります。

Ⅲ　地域型保育事業に従事する職員等の育成支援

地域型保育事業に従事する職員については、保育士又はその他保育に従事する職員（子育て支援員等）として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者とされています。

研修については、県が主体となり国が示す「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づいて実施しています。

平成 31 年４月現在の施設数は 31 施設となり、これまでの５年間で 17 施設増加しています。また職員数（保育士、家庭的保育者及び子育て支援員を含む）も増加しています。

24 ページにある「（イ）保育士・保育教諭・幼稚園教諭は不足しているか」では、地域型保育事業所において職員数は不足していない状況です。

※特定教育･保育施設等運営状況報告（県調査）
※H27 及び H28 年度は、子育て支援員数不明のため、保育士及び家庭的保育者数を計上

しかしながら、平成 28 年７月に「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正を行い、保育所等の職員配置について児童が少数となる朝夕等の時間帯等に子育て支援員を置くことが可能となる特例を設けたことで、子育て支援員の従事範囲が広がったことから、保育所等において子育て支援員へのニーズが高まっています。こうした状況を踏まえ、引き続き研修を実施し、子育て支援員を養成していきます。

研修修了者の状況

年度	H26※	H27	H28	H29	H30
子育て支援員（地域保育コースのうち、地域型保育を修了している者）	44	111	87	89	88
（累計）		(155)	(242)	(331)	(419)
家庭的保育者	6	9	5	6	実施なし
（累計）		(15)	(20)	(26)	(26)

※H26年度は、地域型保育人材育成研修（基礎研修･認定研修）の修了者

（５）教育・保育情報の公表

① 情報の公表に関する基本的な考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業者における教育・保育の内容、運営状況に関する情報等について、県のホームページ等で公表し、保護者が適切かつ円滑に判断できる機会を確保します。

② 基本的な公表項目

○施設名・種類・住所
○設置者の名称・住所、代表者情報
○建物の構造概要、見取り図、設備概要
○利用定員及び在園児数（年齢ごと）
○障害のある子どもの受け入れ体制
○運営規程
○苦情処理対応
○職員の勤務体制、勤務実態（氏名公表なし）、平均的な保育教諭、幼稚園教諭、保育士の経験年数
○入所選考基準（１号認定の受け入れの場合のみ）
○保育料以外に必要な費用
○施設の教育・保育方針
○１日の保育・教育予定表及び年間行事予定等

第３節　地域における子育て支援

１．地域子ども･子育て支援事業（法定 13 事業）

（１）利用者支援事業　【健康対策課、児童家庭課】

①　事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

いずれかの類型を選択して実施
①「基本型」：子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する形態
（主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施）
②「特定型」：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する形態
（主として、行政機関の窓口等を活用）
③「母子保健型」：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する形態。
（子育て世代包括支援センターは、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施）
※事業の実施にあたっては、専門性の高い専任職員を配置する必要があります。
※基本型の実施先としては、主に地域子育て支援拠点などが想定されています。

②　現在の利用状況及び課題

「基本型」が１市、「特定型」が１市で実施されています（令和元年度末見込）。「基本型」及び「特定型」は、県内では、待機児童が都市部と比べて少ないことや、新たに専任職員を１名確保して事業化することが難しいといった課題があります。

「母子保健型」は、県内19市町村20か所（令和元年度末見込）に設置され、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となっています。令和２年度末には、ほとんどの市町村に設置（機能確保を含む）される予定です。また、妊娠・出産によるホルモンバランスの乱れや環境の変化などで心身のバランスを崩しやすいため、全ての妊産婦を対象とするポピュレーションアプローチによるメンタルヘルス対策や産後ケア事業の拡充、さらには、父親を含めた家族への支援の充実が課題となっています。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

「基本型」「特定型」

◆子どもの少ない市町村では、子育て支援窓口や地域子育て支援拠点などが、利用者支援の役割を担っており、各市町村の子育て相談窓口などの利用者支援の質の向上を目指すとともに、関係課と連携して市町村の子育て相談対応の機能強化に向けた研修を充実します。

「母子保健型」

◆各市町村での産婦健康診査事業の導入により、産後うつ病など支援が必要な産婦に早期に対応できるよう、市町村、周産期・精神科医療機関の連携体制を強化する取り組みを進めていきます。

◆市町村の産後ケア事業のメニュー拡充に向けた支援を継続します。

◆市町村の母子保健コーディネーターや保健師等のアセスメント力の強化のための研修会を継続して実施します。

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

各市町村の子育て支援の相談窓口の機能強化を図るとともに、地域の子育て支援のニーズや利用状況に応じて事業実施に向けた検討を促します。

【指標】

母子保健型の設置：県内全市町村（高知市については複数設置）

（２）地域子育て支援拠点事業　【児童家庭課】

①　事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

①子育て親子の交流の場の提供と交流促進
②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

②　現在の利用状況及び課題

地域子育て支援拠点（国基準を満たさない拠点を含む。以下、「拠点」という。）は、令和元年度末時点（見込）で24市町村１広域連合48か所に設置されています。また、拠点が設置されていない５町村においては、子育て中の親子が身近に集うことのできる場として、認定こども園やあったかふれあいセンターなどでの子育て支援の取組が行われています。

拠点では、子育て中の保護者が抱える様々な問題に対応するため、関係機関との連携体制を構築し、妊娠期からの支援や父親の育児参画を促す取組、拠点を利用していない子育て家庭への支援など、ニーズに応じた取組が必要です。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆保育所やあったかふれあいセンター、子育てサークル等と連携し、地域資源を活用した身近な地域での子育ての場の拡充の取組を支援します。

◆妊娠期からの利用や父親の育児参画を促す取組を推進する市町村を支援します。

◆拠点職員等の資質向上のための研修や情報交換会等を実施します。

◆妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築に向け、関係機関との連携を支援し「高知版ネウボラ」の取組を推進します。

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

拠点の機能強化を図るとともに、身近な地域での子育て支援の場を拡充します。

【指標】

地域子育て支援拠点の設置か所数：25市町村１広域連合52か所

（３）妊婦健康診査　【健康対策課】

①　事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、ａ妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、ｂ検査計測、ｃ保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

・母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券（公費負担 14 回分）により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23 週、24 週～35 週、36 週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要に応じた医学的な検査等を実施

②　現在の状況及び課題

妊娠に伴う経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すために、県としても（腟分泌物の細菌検査等）公費負担を継続するとともに、出産までに 14 回の妊婦健康診査の受診について啓発しています。

しかし、妊娠満 20 週（妊娠中期）以降に妊娠の届出をされた方が平成 30 年度で 65 人（うち分娩後２人）と、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。

・妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発

・思春期からの意識の啓発

◆本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。

・妊娠初期の腟分泌物の細菌検査

・妊娠中期の子宮頸管長の測定

◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上に取り組みます。

・周産期医療従事者の資質の向上のための周産期医療研修の実施

・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産（妊娠 37 週～41 週）の場合で概ね 14 回の定期的な健診を受診している妊婦の増加と未受診のまま出産に至る方の減少を図ります。

（４）乳児家庭全戸訪問事業　【児童家庭課】

①　事業の概要

生後４ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

支援内容

・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

・子育て支援に関する情報提供

・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

②　現在の利用状況及び課題

県内の全ての市町村が実施しています。（うち平成30年度補助金交付20市町村）

支援が必要と判断される家庭を把握し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスにつなげることで、早期に養育環境の改善を図っていくために、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。

・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付

◆市町村職員等を対象とした児童相談所による研修などを行うことにより、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。

・市町村職員等を対象とした研修等の実施

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

５年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者を育成します。

（５）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業　【児童家庭課】

＜養育支援訪問事業＞

①　事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

家庭を訪問し、以下の内容を実施
・妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
・出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

②　現在の利用状況及び課題

県内の全ての市町村が実施しています。（うち平成30年度補助金交付18市町村）

個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
　・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付

◆児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や児童福祉司任用前講習の実施に継続して取り組みます。
　・市町村職員等を対象とした研修等の実施
　・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることのできる訪問者を育成します。

＜子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業＞

①　事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対につなげる事業です。

②　現在の利用状況及び課題

県内全市町村が、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

当該業務は、様々な関係機関との調整が必要ですが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが難しい状況にあります。

また、個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆要保護児童地域対策協議会の機能強化の取組を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。

◆児童福祉司任用前講習会や児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童相談所が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。

・児童福祉司任用前講習の実施

・市町村職員等を対象とした研修の実施

・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を図ります。

（６）子育て短期支援事業　【児童家庭課】

①　事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】
・保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う　。（原則として7日以内）
【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】
・保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる（宿泊可）

②　現在の利用状況及び課題

令和元年度末時点（見込）で、県内の27市町村が短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施（うち平成30年度補助金交付21市町村）しています。また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施は、高知市のみとなっています。

【施設の設置状況】
・乳児院（高知市）
・児童養護施設
（高知市･香南市･香美市・四万十市･佐川町）
・母子生活支援施設（高知市･安芸市）
・ファミリーホーム（高知市・四万十市・本山町）

近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
◆近隣に実施施設のない市町村における事業実施を働きかけます。

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

全市町村で、必要に応じて利用できる体制を実現します。

（７）ファミリー・サポート・センター事業　【県民生活･男女共同参画課】

①　事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業（会員数 20 人相当以上）】
- ･提供会員及び依頼会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ･相互援助活動の調整等
  （事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む）
- ･相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】
- ･保育所、幼稚園、認定こども園等の送り･迎え、登園前･帰宅後の預かり
- ･放課後児童クラブへの登校前･終了後の預かり　等

②　現在の利用状況及び課題

令和元年度時点（見込）で、県内10か所で実施しています。

今後の新たなセンターの開設に向けては、ニーズが顕在化しておらず、市町村において事業の実施に踏み切れない状況です。引き続き、広く制度の周知を行い、ニーズを掘り起こしていく必要があります。また、実施市町村においても、ファミリー・サポート・センターの認知度は決して高くなく、必要としている方に知ってもらうための周知が必要です。会員の確保に向けては、特に提供会員側に預かりに対する不安感が先行しています。

さらに、子どもが病気になったときの支援を求める保護者が多いことや、居住地以外のセンター利用を望む声があるなど、事業の充実が求められています。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆ファミリー・サポート・センター事業の活動状況や取組方法などについて理解を深めていただくことで支援の拡大や充実につなげていきます。
また、実施市町村の活動をＰＲして、会員の増加につなげるよう、様々な機会をとらえて、周知をおこなっていきます。
- ・子育てイベントでのＰＲ、啓発リーフレットの作成・配布
- ・関係各課の広報誌等への掲載依頼

◆実施市町村においては、登録会員向けの講習会によって援助技術の向上を図っており、こうした運営に対して財政的支援を継続して行います。

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行うとともに、特に提供会員の確保に向けた取組を支援します。

【指標】ファミリー・サポート・センター提供会員：1,000 人以上

また、ファミリー･サポート･センターを設置している市町村の居住者以外も受け入れる広域利用や、病児・病後児の預かりなどに取り組んでもらうための支援を行い、援助活動の充実に取り組みます。

（８）一時預かり事業　【幼保支援課】

①　事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

第２種社会福祉事業として位置づけられ、４つの事業類型があります。

①一　般　型:保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業
②余裕活用型:保育所や認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員で受け入れる事業
③幼 稚 園 型:幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）
④訪　問　型:児童の居宅において実施（障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合等一定の要件に該当する者）

②　現在の利用状況及び課題

平成 27 年度の新制度開始以降、事業類型も増え、保育所等では、24 市町村 102 か所（令和元年度末見込）で一時預かりを実施しています。

市町村のニーズ調査結果からは、子どもを一時的に預けた経験について「利用していない」との回答が約９割と多いものの、利用していない理由として「利用手続き等がわからない」との意見が２割程度あることから、市町村に丁寧な周知について促します。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆幼児教育・保育の無償化が始まり、一時預かりについても対象となることから、一時預かり保育の質の向上について市町村と連携して取り組んでいきます。

◆保育従事者の研修（子育て支援員研修）について、人材確保の状況を市町村に確認しながら、継続して取り組んでいきます。

◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報を提供し、保護者が利用しやすいよう周知を図ります。

・ＨＰなどを活用した情報公開
・高知家の出会い･結婚・子育て応援団等を活用した事業所等への周知

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用していない保護者にとっては必要な事業ですが、市町村によっては未就園児家庭が少ない状況もみられるため、市町村のニーズに応じて事業実施を支援します。

【指標】一時預かり事業の実施か所数：26 市町村 110 か所

幼稚園・認定こども園における１号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を支

援します。

また、休日・祝祭日に実施する施設についてもニーズに応じて増やしていきます。

（９）延長保育事業　【幼保支援課】

①　事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

２つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

①一般型：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施

②訪問型：居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える時間や保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問し事業を実施

②　現在の利用状況及び課題

県内 13 市町村 137 か所（令和元年度末見込）の保育所等で 11 時間を超える乳幼児の受け入れが実施されています。

136 か所のうち、閉所時間が 19 時以降は 114 か所となっており、23 か所は 19 時より前に閉所となっています。

保育の必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間については、「保育標準時間（11 時間）」、「保育短時間（８時間）」の２通りの支給認定が行われており、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合は、延長保育事業の対象となります。

保護者によっては、「保育標準時間」を利用する選択、あるいは、「保育短時間＋延長保育」の組み合わせの選択も可能で、保護者のニーズに応じた対応が可能となっています。

また、延長保育が必要な子どもが１～２名などと少人数の場合には、職員の配置や必要な財源の確保などの課題があります。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

◆保育所や認定こども園等が保育の必要な保護者のニーズに応えた開所時間を設定するよう、市町村に促します。

・延長保育促進事業

◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合には、施設での預かり以外の子育て支援サービス等も検討する必要があります。

・ファミリー・サポート・センター事業の活用

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業の実施を支援します。

【指標】延長保育事業の実施か所数：14 市町村 140 か所

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、ファミリー・サポート・センター等の活用の検討も併せて実施します。

（10）病児保育事業　【幼保支援課】

①　事業の概要

保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。

３つの事業類型の事業の実施が可能です。

①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施

②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る

③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

②　現在の利用状況及び課題

「病児・病後児対応型」は８市町村 18 か所（令和元年度末見込）、「非施設型（訪問型）」は４市４か所（令和元年度末見込）、「体調不良児対応型」は５市 68 か所（令和元年度末見込）で実施されています。

保護者のニーズが高い事業ですが、小児科医等の不足などにより、実施箇所数が拡がりにくい現状にあるとともに、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大きく増減し安定的な経営が難しい面もあります。

過疎地域などは、ニーズはあるものの実際の利用者の規模が小さいために、市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。

また、事業を実施している市町村を含め、病児保育事業の利用方法など保護者への具体的な内容の周知について協力していきます。

加えて、小児科医不在など協力医療機関の確保が困難な地域については、施設型病児保育事業の広域での実施に向けた取組や、訪問型病児保育事業の取組を支援することにより、地域ニーズに応じた事業実施を促進します。

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行います。

【指標】

◎病児・病後児対応型（非施設型を含む）の実施か所数：10 市町村 25 か所

◎体調不良児対応型の実施か所数：５市 70 か所

（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）　【生涯学習課】

①　事業の概要

労働等により昼間保護者が家庭にいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設備や運営に関する基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

②　現在の利用状況及び課題

放課後児童クラブは、高知市で 98 か所、高知市以外の市町村１学校組合で 87 か所と、計 185 か所（令和元年度末見込）で実施されています。（小学校における放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率は 96.3％の見込）

県では、平成 19 年度から、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子供教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子どもプラン」として推進してきました。

地域の実情や課題等に対応する形で、放課後児童クラブか放課後子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されているところですが、引き続き

共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすることを目的として国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、新・放課後子ども総合プラン推進事業として、従来からの取組を継承しながら次の段階へと発展させる取組を進めています。

待機児童数を解消するためには箇所数を増やす必要があることから、国が示す施設基準を満たしていない放課後児童クラブへの対応を含め、施設整備を引き続き行う必要があります。併せて、新たな施設の整備に伴い従事する職員の確保も課題となっています。

また、各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、発達障害児等特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識の向上などが求められています。その他、家庭の生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境の整備も必要です。

これらの支援を行うためには、学校教育や福祉等の関係機関とも目的を共有し、連携を図ることが重要です。

③　事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実を図ります。

◆国の「新・放課後子ども総合プラン」（※１）を実施する市町村等に対し財政的な支援を継続して行います。

◆放課後児童支援員の認定資格研修等を実施し、人材確保と質の向上を図ります。

・放課後児童クラブには「放課後児童支援員」の資格をもった専任の職員を支援の単位ごと（※２）に２人以上配置しなければならない。うち１人は補助員代替可。（Ｒ２．４．１から参酌基準）

◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等に従事する方の合同研修をより一層充実させ計画的に実施することで、資質向上を図ります。

・関係者のスキルアップと情報交換のため、現場のニーズを踏まえながら企画する研修を年 10 回程度実施。

【テーマ】　安全管理（防災、救急、不審者対応等）、体験・学習、発達障害児等への理解 など

◆学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座の普及・活用により、多様な学びの機会を提供します。

・地域人材や各種団体/企業の協力を得て、児童の学習・体験･交流の機会を提供

◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成（県 1/2）を継続するとともに、家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすいように、放課後児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけを市町村に周知徹底します。

◆市町村が特別な配慮を必要とする児童のための支援者を配置（発達障害児等支援）した場合の助成（県 1/2）を継続します。

◆放課後児童クラブの新設や高学年の受け入れ、専用区画の面積の拡充など、ニーズ量に基づく整備の計画的な実施を支援します。
新設等を行う場合は、小学校内での余裕教室等の活用を推進します。

◆放課後児童クラブに従事する人材確保のため、保育士等有資格者の発掘と確保に向けた効果的な広報を検討・実施します。

◆「高知県地域学校協働活動推進委員会」において、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者等を委員とし、放課後対策の総合的な在り方を検討していきます。

◆必要に応じて学校教育や福祉等の関係機関との連携・強化を図ります。

④ 計画期間内（５年後）に目指す姿

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。

【指標】放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施校率　100%

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】	避難訓練の実施	100%
	防災マニュアルの作成	100%
	学校との定期的な連絡	90%

新・放課後子ども総合プランに沿った「放課後学びの場（子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場）」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な学習や体験・交流活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【指標】　学習支援の実施　100%

・放課後児童クラブを利用する児童が、放課後子ども教室などの全ての子どもが参加する学習・体験プログラムに参加することができるよう、市町村の取組を支援します。

・放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習・体験プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援します。

（※１）「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年９月 14 日策定）
平成 26 年７月 31 日付けで策定された、「放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、文部科学省と

厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進めることとされた。

これにより放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小１の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

また、小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

そのため、引き続き放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するよう目標を設定し、両事業の連携を前提とした、2019年度から向こう５年間を対象とする新たなプランを策定した。

（※２）支援の単位

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」における児童の集団の規模を示す基準であり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行う。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業　【幼保支援課】

①　事業の概要

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

①日用品･文房具等に要する費用	対象:生活保護世帯(第1階層)
②副材料費に要する費用	対象:新制度に移行していない幼稚園の低所得世帯(第1～3階層)及び第3子以降

②　現在の利用状況

平成30年度末現在では、２市町65か所において実施されましたが、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がスタートし、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助へと一部対象者の変更があったため、令和元年度は５市町において実施される見込みです。

③　事業の推進に向けた具体的な取組及び計画期間内（５年後）に目指す姿

各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業　【幼保支援課】

①　事業の概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業です。

①新規参入施設等への巡回支援
　市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う。
②認定こども園特別支援教育･保育経費
　健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

②　現在の利用状況及び課題

平成 30 年度では、実施市町村がない状況で、令和元年度においても利用はない見込みです。平成 27 年度からの５年間では、認定こども園特別支援教育・保育経費について、平成 29 年度に１市のみ利用しています。

③　事業の推進に向けた具体的な取組及び計画期間内（５年後）に目指す姿

各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。

第４節　特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

【児童家庭課】

＜児童虐待の状況＞

○　平成 30 年度の児童虐待の相談総数のうち、虐待と認定し対応した件数は 420 件で、平成 29 年度に比べて 94 件（28.8%）増加しています。

○　被虐待児を見ると、乳幼児期の子どもが約半数、小学生が約３割を占めています。また、主な虐待者の構成割合をみると、両親が 32.1%、実父が 31.0%、実母が 23.6%となっています。

出典:「児童相談所が受け付けた児童相談の状況等　公表資料」

出典:「児童相談所が受け付けた児童相談の状況等　公表資料」

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護、保護者等への支援等について、迅速・適切な対応を目指し総合的な対策に取り組みます。

（１）子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう周知するとともに、児童養護施設等に入所する子どもについても権利擁護が図られるよう支援します。

①　現状と課題

被措置児童等虐待対応ガイドラインの策定

・本県では、被措置児童等虐待通告制度が適切に運用されるよう「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、迅速に対応できる体制を整えています。

子どもの権利ノートの活用（施設入所児童への配布・活用）

・本県では、「自らが守られる権利や守るべき義務」と「権利が侵害された場合の意思表明の仕方」などについて説明した「子どもの権利ノート」を、施設に措置される小学生以上の児童全員に配布しています。

児童養護施設等の第三者評価制度の受審

・児童養護施設等に対して、業務の質について外部の者による定期的な評価を受け、これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう義務づけています。

②　取組の方向性と具体的な取組

◆被措置児童等虐待が発生した場合は、これまでと同様に被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、迅速かつ適切な対応を行います。

◆入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。

◆全施設において計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。

◆体罰のない子育てについて周知するとともに、体罰や暴言が子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼすこと等の理解の促進に取り組みます。

（２）児童虐待の発生予防・早期発見

県は、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦を適切な支援につなげるための環境整備や市町村等の取組への支援を行っていきます。

また、児童相談所は、市町村やその他の関係機関との適切な役割分担及び連携を図り、積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めます。

① 現状と課題

要保護児童対策地域協議会の運営

・平成 20 年度までに、県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、保育所、学校、警察、医療機関等とのネットワークによる地域での児童虐待の未然防止等に取り組んでいます。さらに、児童に関わる様々な機関から更なる参加及び協力を得て、連携を強化していく必要があります。

市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

・市町村では、相談窓口の職員の約３割が新任という配置状況が続いていることから相談支援のノウハウが定着・蓄積しづらい状況にあります。

悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

・予期しない妊娠や、妊娠中においても様々な不安や悩みを抱えている妊婦等が、自ら相談できるよう女性の専門相談窓口を平成 30 年６月に思春期相談センターPRINK に設置しましたが、相談窓口の周知が更に必要です。

養育支援を必要とする家庭の把握

・市町村の保健部署が行う乳児健診や１歳６か月児健診、３歳児健診など各種健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健部署と児童福祉部署の連携につなげる仕組みの充実・強化が必要です。

② 取組の方向性と具体的な取組

◆要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援

・児童相談所が要保護児童対策地域協議会の構成員として参加するとともに、個別ケースに係るリスク評価や支援方針の策定等が適切に行われるよう、各市町村への訪問による個別支援を行います。

・要保護児童対策地域協議会調整機関（市町村）職員及びその構成員に対する研修企画等の充実に向けた運営支援を行います。

◆市町村の相談支援体制強化のための支援

・各市町村において総合的なソーシャルワークを行う機能を確保するとともに、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携強化を推進するため、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。

・相談支援に当たる職員の対応能力の向上のための研修を行います。

・市町村職員の児童福祉司任用資格の取得を推進するため、児童福祉司任用前講習等を行います。

◆妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

・ハイリスク妊婦や特定妊婦などの早期把握と、妊娠中からの関係づくりを促進する市町村の取組を支援するとともに、予期しない妊娠等に対する相談窓口の周知を進めます。

◆養育支援を必要とする家庭の把握

・妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業の実施及び医療等と市町村との連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、必要な環境整備や支援につなぐ市町村の取組を支援します。

・乳幼児健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、保健部署が把握した要支援ケースなどを児童福祉部署へつなぐ仕組みの充実・強化を推進します。

（３）児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所では、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするため、必要な人員の配置や法的関係業務について弁護士による指導又は助言を受けることができる体制整備、医学的な専門性確保のための医師の配置などにより、児童相談所の体制の強化を図っていきます。

① 現状と課題

職員の専門性向上

・児童相談所への児童虐待通告・相談件数は増加の一途をたどっており、一時保護の件数も高い水準で推移している中、本県では国の基準を上回る児童福祉司を配置しているものの、経験の浅い職員が多いため、専門性向上の取り組みが必要です。

法的対応力の強化

・児童相談所の業務における専門的な法的対応が求められる中、弁護士等の配置による対応力を強化していく必要があります。

児童虐待死亡事例検証委員会の検証への対応

・児童虐待により死亡事例等の重大事例が発生した場合は、児童虐待死亡事例検証委員会を設置し、その事例の背景や地域特性を踏まえた検証を行い、その検証結果に基づき、関係機関が適切な措置を講じ、再発防止を図るための検証体制を整えています。

② 取組の方向性と具体的な取組

◆外部専門家の招聘による児童相談所の機能強化

◆児童福祉司や児童心理司における専門研修の充実

◆弁護士や医師等の配置による法的対応力及び医学的な専門性の確保

◆増加傾向にある面前ＤＶ（※）への対応として、警察や女性相談支援センターなどの関係機関との連携を強化

◆平成 20 年 2 月、平成 26 年 12 月、平成 27 年 10 月に発生した死亡事例について、それぞれ検証委員会からの提言に沿って再発防止の取り組みの実施

※面前ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）
子どもの目の前で配偶者や家族に暴力をふるうこと

2. 社会的養護体制の充実・強化

【児童家庭課】

社会的養護の子どもへの支援については、平成 27 年３月に「高知県家庭的養護推進計画」を策定し、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきたところ、家庭的養護の推進が図られるなど一定の前進がみられています。今後は、平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことを踏まえ、「高知県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの最善の利益のためのさらなる取組を進めます。

（１）代替養育を必要とする子どもへの支援

① 現状と課題

・　県内の子ども人口は年々減少しており、今後も同様に減少していく見込みですが、児童相談所における相談対応件数は年々増加傾向にあり、代替養育を必要とする子どもの数は、ここ 10 年間において年度ごとのばらつきはあり、定員数及び措置児童の合計数ともにほぼ横ばいの傾向にあります。

・　県内における里親の状況は、2018（H30）年度末時点において里親登録数は 78 組、里親委託率は 19.0%であり、2013（H25）年度末時点の里親登録数 38 組、里親委託率 7.6%と比較すると増加しているものの、里親委託率については全国平均（2017（H29）年度末時点 19.7%）を下回っています。また、里親への委託となった後、子どもと里親間の関係性の悪化などを未然に防ぐために委託後の子どもや里親家庭へのきめ細かな支援が必要です。

② 取組の方向性と具体的な取組

代替養育を必要としている子どもについて、子どもの年齢やこれまでの生育歴、発達の状況などに応じた適切な養育環境が提供できるよう量の確保を進めていきます。

◆特別養子縁組の制度の活用

対象となる子どもが制度を活用できるよう、里親の確保や制度の活用が円滑に図られるような仕組み作りの検討を行います。

◆里親支援体制の整備

里親家庭での養育を必要とする子どもについては、十分な量の里親家庭

及びファミリーホームを確保していくとともに、児童相談所へ里親担当職員を配置することにより委託の拡大を図りながら、委託後の里親家庭に対して訪問による援助や研修の実施などきめ細かな支援を実施していきます。

◆児童養護施設等の機能強化

児童養護施設等については、それぞれの施設種別ごとに持っている機能を活かすとともに、南海トラフ地震のほか水害や土砂災害などの災害発生時の避難体制の確保などに十分配慮した上で小規模かつ地域分散化を進めていくこととします。また、小規模かつ地域分散化などを進めていく上で、職員の確保及び育成を支援する取組も進めていきます。

（２）社会的養護の子どもの自立支援

① 現状と課題

・　児童養護施設等に措置された子どもについて高等学校を卒業した者の多くは、大学等への進学または就職しています。平成 29 年度末に児童養護施設に措置された子どものうち高等学校を卒業した者について、大学等への進学は 48.3%、就職は 37.9%となっており、全国と比較すると大学等へ進学する割合が高くなっています。

・　児童養護施設等を措置解除となった子どもに対する支援は、児童養護施設等の役割の一つとして位置付けられており、それぞれの施設では、主に担当職員が中心となって措置解除後の相談や自立のための支援を行っています。さらに、子どもの自立支援に関する専任の職員や児童家庭支援センターにおいて、施設入所時から退所後のアフターケアまで継続的に子どもへの支援を行っています。

② 取組の方向性と具体的な取組

子どもの自立支援にあたり、特に代替養育を必要とする子どもについては、施設や里親等による支援のほか多くの機関による複合的な支援を継続していく必要があります。

そのため、それぞれの機関が求められている役割を十分に発揮できるよう量の確保及び質の向上を図っていきます。

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【児童家庭課】

県では、第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、「情報提供・相談支援」、「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」の４項目を体系化し、この項目を中心にひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

① 現状と課題

平成 27 年の国勢調査では、本県のひとり親家庭の世帯数は、母子世帯は 7,942 世帯、父子世帯は 1,505 世帯となっています。平成 22 年の世帯数（母子世帯 8,705 世帯、父子世帯 1,896 世帯）と比較すると、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

ひとり親家庭実態調査（平成 27 年 8 月現在県実施）では、ひとり親家庭の親の資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金を知らない方の割合は、母子世帯で 53.5%（前回 45.9%）と、給付金制度等の認知度が低下しているため、あらゆる機会を通じて、積極的に情報を発信していくことが必要です。

養育費を受けている世帯の割合は、母子世帯 22.1%（前回 16.8%）、父子世帯 4.2%（前回 2.6%）と養育費を受けている世帯は少なく、安心した生活ができるよう、養育費の確保に向けた支援が必要です。

また、勤務先での正規雇用率は、母子世帯は 56.7%（前回 49.5%）、父子世帯は 87.5%（前回 74.7%）となっています。また、就労収入が 200 万円未満の世帯は、母子世帯 56.8%（前回 67.4%）、父子世帯 28.5%（前回 41.7%）と減少しているものの、母子世帯では６割、父子世帯では３割を占めており、就業のための支援や経済的支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう取り組むことが必要となります。

② 取組の方向性と具体的な取組

（ア）情報提供・相談体制の強化

ひとり親家庭等に必要な情報が届くように、関係機関との連携した情報提供や、様々な相談に的確に対応できる総合的な支援を行う相談支援体制を充実します。

◆支援が必要な家庭に情報が届くよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと市町村等との連携強化

◆ひとり親家庭等への啓発冊子「ひとり親家庭等福祉のしおり」の作成、市町村や県福祉保健所、関係団体等を通じた各種支援制度の広報の実施、ホームページや SNS 等を活用した情報発信の強化

◆養育費の取り決めなどひとり親家庭等の抱える専門的な相談に対応するため、弁護士等専門家による法律相談の実施

（イ）就業支援の強化

ひとり親家庭の自立のためには、まずは、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要であるため、就業支援機関が連携し、養育状況などに応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、職業能力向上のための訓練を充実します。

◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等と連携し、一人ひとりの状況に応じた就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど、ニーズに応じたきめ細かな就業支援の強化

◆自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの資金面での支援の実施

◆事業主に対して、ひとり親を雇用した場合に優遇される制度の広報やひとり親家庭のニーズに沿った求人の開拓

（ウ）経済的支援の充実

ひとり親家庭の自立のためには、就業支援とともに、経済的支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう、養育費の確保に向けた取組を充実します。

◆児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成などの経済的支援制度による支援の実施

◆養育費の確保に向けた啓発の推進や法律相談事業の充実

（エ）日常生活支援の充実

ひとり親家庭等が安心して生活し、また、働きながら子育てができるようにするためには、生活面や子育て面での支援が重要です。そのため、住居への支援や多様な保育サービス等の充実、子どもの居場所づくりに取り組みます。

◆母子生活支援施設の支援機能の充実とショートステイの受託など地域の子育て支援の取組みを推進

4. 少年非行防止対策の推進

【児童家庭課、教育委員会、県警察】

少年非行の問題には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込み、地域が一体となって進めていく姿勢が必要です。

①　現状と課題

本県における少年非行の憂慮すべき状況を踏まえ、平成２５年６月に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、「予防対策、入口対策、立ち直り対策」の３つの成果目標を掲げ、県の関係機関（知事部局、教育委員会、警察）が連携し、非行防止等の対策を推進しています。

・３つの成果目標

【予防対策】　不良行為（深夜徘徊、飲酒、喫煙など）による補導人数の前年比２％低減

【入口対策】　入口型非行（万引き、自転車盗、占有離脱物横領など）人数を H24 年(445 人)の 90%以下に抑制

【立直り対策】　再非行少年人数を前年比 5%低減

・課題

刑法犯少年の再非行率は依然として全国平均より高い状況にあります。

②　取組の方向性と具体的な取組

（ア）万引き防止等の一声運動の取組の充実強化

入口型非行の予防対策として、「一声運動」協定締結企業等と連携し各店舗での声かけや見守りを充実強化していきます。

（イ）警察、教育、福祉等の支援機関の連携による再非行防止に向けた見守り支援の強化

再非行の防止対策として、中学校卒業時及び高校中退時の進路未定者や無職少年など、支援が行き届かない子どもの就学、就労等に向けて継続的な支援を行うため、少年補導センターや若者サポートステーションなどの自立支援機関等と連携した立直り支援の仕組みを構築していきます。

5. 障害児施策の充実等

【障害福祉課】

県では、障害のある子どもが、その持てる能力を伸ばしていけるように、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の整備等について、高知県障害児福祉計画に位置付け、必要なサービスの確保を図っていきます。

併せて、障害児通所支援などの専門的な支援を利用することにより、障害の有無に関わらず、すべての児童、生徒が共に地域社会で成長できる体制づくりを目指していきます。

（１）発達障害のある子どもと家族への支援

①　現状と課題

（ア）診断前から支援が受けられる仕組みづくり

乳幼児健診従事者を対象とした発達障害の早期発見のための研修（平成 21 年度から実施）や、県内共通の健康診査手引き書（平成 27 年 12 月作成）により乳幼児健診を行ってきたところ、乳幼児健診で要経過観察となった子どもの割合は、平成 21 年度の 9.0%から平成 30 年度は 14.1%に上昇しています。

このことから、早期発見は一定進んできましたといえますが、支援を必要とする子どもが早期に適切な療育支援につながるよう、関係機関への確実なつなぎが必要です。

（イ）発達障害に係る専門医師の養成、専門的な支援の場の拡充

発達障害の診療については、発達障害に関する関心や乳幼児健診等における早期発見の取り組みが一定進んできたことに伴い、専門的な診断ができる医療機関への受診を希望する方が増加しており、専門医師が不足している状況です。

また、児童発達支援事業所など専門的な療育機関数は増えてきていますが、県中央部に集中するなど地域に偏りがあり、身近な地域で早期療育支援を行うためには、さらに量的拡大を図る必要があります。

（ウ） ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

それぞれのライフステージや関係機関において、子どもの特性に応じた支援がなされていますが、ライフステージが変わった時の引き継ぎや関係機関の連携が十分とは言えない状況にあります。

乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、就労に至るまで支援機関が変わっても一貫した支援を受けられるような仕組みづくりが必要です。

② 取組の方向性と具体的な取組

（ア） 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

乳幼児健診等で早期に発見し、医師の診断がなくても、子どもの状況に応じた適切なフォローを早い段階から地域で行う体制づくりを推進します。

また、早期に子どもの支援を行うためには、保護者の理解の促進や不安な気持ちに寄り添った支援が必要であるため、身近な子育て支援の場と連携して、早い段階から保護者の支援も併せて実施していきます。

◆健診後のアセスメントの場への心理職・言語聴覚士などの専門職による助言等の実施

◆心理職・言語聴覚士等への専門研修による人材育成

◆身近な地域で乳幼児の支援に関わる保健師や保育士等を対象とした、乳幼児の発達の見方や親支援を学ぶ研修会の開催

◆障害児通所支援事業所や相談支援事業所、保育所等の職員を対象とした支援力向上のための体系的な研修（発達障害児等支援スキルアップ研修）の開催

◆気になる子どもへの発達支援と、親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援を実施する市町村への支援

◆「ペアレント・メンター」の活用、「ペアレント・トレーニング」や「ペアレント・プログラム」の実施などによる家族支援の充実

◆保育所や幼稚園の中で気になる子どもへの支援の促進

（イ） 発達障害に係る専門医師等の養成、専門的な支援の場の拡充

高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと高知大学医学部の寄附講座「児童青年期精神医学講座」が連携して、医師や専門職の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。

また、身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、児童発達支援事業所等の拡充のため、専門性の高い人材の育成や支援の質の向上に取り組みます。

◆研究員（医師や心理などの専門職）を中心とする医師等の養成・育成を促進し、診療体制の拡充強化

・高知ギルバーグ発達神経精神医学センターを運営し、ギルバーグ教授による直接指導、県内医師を対象とした症例検討会、研究員による研究協議の実施など

◆高知大学医学部寄附講座（平成 31 年度から 5 年間）による専門医、かかりつけ医等支援者の養成
◆発達障害支援の専門的な人材養成研修（発達障害支援スーパーバイザー養成研修等）の実施

（ウ）ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

発達障害のある子どもに対して、医療、保健、福祉、教育及び労働などの各分野の支援者が適切に役割分担し、ライフステージに応じて一貫した効果的な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

◆「高知県発達障害児者地域支援協議会」において、地域の発達障害児者の支援体制について課題を共有し、各分野が連携して課題への対応策を検討
◆「つながるノート」等による支援を引き継ぐ仕組みづくり

※「つながるノート」：関係機関が作成する支援計画や記録を一元化し、情報の共有及び支援会議を通して各機関の役割分担を行うためのツール

③　市町村との連携

早い段階から発達の気になる子どもを地域で支援する仕組みづくりや、地域の保健、医療、福祉、教育などの関係者が連携した支援体制の構築など、市町村と連携して進めます。

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

支援の必要な子どもがノーケアとならないよう、早期に発見し、診断の有無にかかわらず、身近な地域で適切な支援が継続して受けられる体制を整備します。

【指標】
・診断前のアセスメントの場への専門職（心理職・言語聴覚士等）の関与：全市町村
・児童発達支援センターの設置数：12 か所
・発達障害の診療を行う医師数：35 名程度

（２）特別な支援を必要とする医療的ケア児や重度障害児等への支援

①　現状と課題

医療的ケア（経管栄養、吸引処置、気管切開の処置、レスピレーターなど）を必要とする重度障害のある子どもについては、本人の状態、年齢、必要な医療行為など、個々に状況が異なります。また、重症度の高い在宅の医療的ケア児の支援は保護者が中心に行っており、家族の負担が大きくなっています。

医療的ケア児の在宅生活や子どもの成長発達を支援するためには、医療、保健、福祉、教育などの地域の関係者が連携し、個々の状況やニー

ズに応じた支援策が必要です。

また、自傷や他害などといった不適応行動の見られる強度行動障害のある子どもに対しては、一定の支援技法を効果的かつ継続的に活用していく必要があります。

② 取組の方向性と具体的な取組

重症心身障害児や医療的ケア児など特別な支援が必要な障害のある子どもが、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育が連携して支援体制の整備を進めるとともに、障害児通所支援事業等の充実や、保護者の負担軽減のため、ニーズに応じたサービスの拡充を図っていきます。

◆医療的ケア児について、医療・福祉のコーディネーターが相互に連携してトータルコーディネートを行う仕組みの構築

◆保育所等での医療的ケア児の受け入れが進むよう、加配や派遣による看護職員の配置に対する助成（教育委員会幼保支援課）や、訪問看護師による医療的ケア等に対する助成を継続

◆重度障害児者が利用できる短期入所事業所の拡充など、家族のレスパイト環境の整備

◆「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」において、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、地域の課題や対応策について具体的な検討を進める

◆強度行動障害支援者養成研修を継続して実施し、強度行動障害のある子どもへ専門的な支援を行うことができる人材を育成

③ 市町村との連携

事業の実施にあたっては、事業主体である市町村と連携して進めます。

④ 計画期間内（５年後）に目指す姿

重度障害児、医療的ケア児、強度行動障害のある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもとその保護者が、地域で個々のニーズに応じたサービスや支援を受け安心した生活を送れるよう、支援体制の充実を図る。

【指標】医療的ケア児等コーディネーター人数：120 名

第５節　仕事と家庭生活の両立支援

＜高知県の共働き世帯の状況＞

共働き世帯の割合は全国と比べ高い傾向にあり、平成 27 年は全国と比較して 2.8 ポイント高い 48.3%となっています。

総務省統計局「国勢調査」

＜育児をしている女性の有業率と育児や出産で離職した女性の割合＞

本県の育児をしている女性の有業率は、平成 24 年(65.2%)から平成 29 年(80.5%)までの 5 年間で大きく上昇しています。全国と比較しても高い傾向にあり、平成 29 年は全国より 16.3 ポイント高い状況です。

また、平成 29 年の出産・育児を理由に離職した女性の割合は、全国より 0.4 ポイント高い 7.3%となっています。

		H24	H29
高知県	有業率	65.2% （全国 10 位）	80.5% （全国 3 位）
	離職率	7.3% （全国 33 位）	7.3% （全国 18 位）
全国	有業率	52.3%	64.2%
	離職率	7.9%	6.9%

総務省統計局「就業構造基本調査」

１．仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【雇用労働政策課、県民生活・男女共同参画課、少子対策課】

急速に進む少子化が大きな社会問題となっています。その要因の一つとして、仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されています。子育て家庭の不安を解消し、次世代を担う子どもたちを健全に育むために、社会全体で、仕事と家庭の両立の推進など働きながら子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

①　現状と課題

平成 30 年度に実施した県民意識調査では、理想の子どもの数 2.29 人に対して、予定する子どもの数が２人を下回る結果となりました（1.93 人）。理想と予定の数が乖離する理由として、経済的要因に次いで仕事と家庭の両立が難しいとした回答が多くなっています。

また、厚生労働省「H28 仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査」では、仕事と育児の両立の難しさで仕事をやめた理由として、「勤務時間が合いそうになかった」、「育児休業が取れそうになかった」といった回答が多くなっています。

県内企業における育児休業の取得率は、女性の 95.7%に対して男性は 7.6%となっています（令和元年度高知県労働環境等実態調査）。一方、子どものいる男性の３割が育児休業の取得を希望しているという全国調査の結果（内閣府 H27 少子化社会に関する国際意識調査）もあることから、希望する誰もが育児休業を必要な期間取得できるような職場環境づくりが必要となっています。

また、仕事と家庭生活の両立に資する時間単位の年次有給休暇制度の県内企業における導入率は、29.0%に留まっています（令和元年度高知県労働環境等実態調査）。時間単位での休暇は、日ごろから休暇を取得しやすい職場環境の整備として有用であることから、導入の促進を図っていく必要があります。

②　取組の方向性

（ア）　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

地域の実情に応じ、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、取組を進めます。

◆仕事と家庭の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
◆法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども･子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等
◆仕事と生活の調和に関する企業における研修及びコンサルタント･アドバイザーの派遣
◆仕事と生活の調和や子ども･子育て支援策に積極的に取り組む企業の認証､認定や表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進
◆仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業における取組の支援

③　具体的な取組

（ア）　ワークライフバランスの促進

◆働き方改革を進めるための意識醸成
・高知県働き方改革推進会議や働き方改革推進支援センターをはじめとする関係機関と連携のもと、官民協働による取組を推進します。
・セミナーやキャンペーンを通じて、企業の経営者や従業員の意識改革を進めます。

◆プッシュ型支援を柱とした企業の体制づくり
・企業内で働き方改革の取り組みの中核となる人材の養成や、働き方の好循環を生む組織づくりに向けた支援を行います。
・ワークライフバランス推進アドバイザーによる認証取得に向けた支援に加え、努力義務である規模の企業の次世代育成支援対策推進法等に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援を行います。

◆ロールモデルの横展開
・モデル優良事例を県内高校新卒者の保護者や県内企業に広くＰＲすることで、ワークライフバランス認証取得を促進させるとともに、ロールモデルの横展開を図ります。

◆広報活動
・家庭における男女共同参画の推進について､男女共同参画センター｢ソーレ｣における広報・啓発活動を強化します。
・女性就労支援事業について、テレビ・ラジオ等の県の広報媒体や市町村広報誌などを通じて広報活動を実施します。

（イ）　女性の活躍の視点に立った取組の推進

◆高知家の女性しごと応援室に蓄積した女性の就労ニーズを活かし、求人開拓や働きやすい職場づくりに向けた企業支援を強化します。
◆経済団体等と連携し、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに向けたセミナー等を実施します。

（ウ）　働きながら子育てしやすい職場環境づくり

◆高知県少子化対策推進県民会議をはじめとする関係機関や「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」登録企業・団体等との連携のもと、官民協働による取組を推進します

◆企業・団体における子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取組を後押しするため、優良事例の紹介による取組の横展開や社会全体での機運の醸成に取り組みます。

◆「育児休暇・育児休業の取得促進」や「時間単位年次有給休暇の導入」などの具体的なテーマを設定し、企業の取組を支援します。

（エ）　仕事と子育ての両立のための基盤整備

◆市町村と連携を図りつつ、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

④　計画期間内（５年後）に目指す姿

誰もが働きやすく、働き続けられる職場環境を創ります。

【指標】

◎ワークライフバランス推進認証延べ企業数：555 社

◎県内企業における育児休業取得率：男性 30%、女性 100%

◎県内企業における時間単位年次有給休暇制度の導入率：40%

第６節ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援

令和元年度県民意識調査によると、高知県が安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できる社会になっていると思っている方の割合は、28.1%となっています。

また、理想的な子どもの数と現実に持ちたい子どもの数との間には乖離があり、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことなどが、理想の数だけ子どもを持たない理由としてあげられています。

こうしたことから、誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境が整い、理想とする子どもの数を持つことができるよう、出会い・結婚から子育てまでのライフステージの各段階に応じた対策をさらに充実・強化する必要があります。

【令和元年度県民意識調査】

（高知県が安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できる社会になっていると思っている方の割合）

（理想的な子どもの数と現実に持ちたい子どもの数）

（理想の数だけ子どもを持たない理由）

１位　子育てや教育にお金がかかりすぎるから（63.2%）

２位　職場環境の厳しさにより自分の生活に余裕がなく、仕事と家庭の両立が難しいから（34.6%）

３位　ほしいけれどもできないから（16.5%）

【成果目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 成果目標	担当課
合計特殊出生率	（H30年） 1.48	（R6年） 1.70	少子対策課
安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合	28.1%	50%	少子対策課
理想的な子どもの数 現実的に持ちたい子どもの数	理想　2.38人 現実　2.05人	理想と現実の数（上昇） 理想と現実数の差（縮小）	少子対策課
平均初婚年齢（夫、妻）	（H30年） 夫30.8歳 妻29.4歳	年齢低下	少子対策課

１．誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる社会

（１）出会いの機会の創出

①　現状及び課題

○　本県の婚姻率は、昭和 50 年以降、全国平均を下回り、平成 30 年で 3.8（人口千人対）と全国 43 位に低迷しています。また、平均初婚年齢も男性が 30.8 歳、女性が 29.4 歳と 30 歳前後で推移しており、未婚化・晩婚化が進行しています。

（高知県の婚姻件数と婚姻率の推移）

資料：厚生労働省「人口動態調査」

○ 未婚化・晩婚化の要因は様々なことが考えられますが、平成 29 年度県民意識調査によると、未婚者のうち、82.4%の方が「将来結婚を選択したい」とする一方、これらの方の「現在結婚を選択していない理由」として「適当な相手にまだめぐり合わないから」が 46.4%と最も多くなっています。

○ また、交際相手との出会いを求めるとしたら、どのようなことを行いたいかについては、「特に何もしない」が 39.3%で最も多く、出会いを求めていても、出会いにつながる行動を起こせていない現状があります。

　そのほか、「友人や兄弟姉妹に紹介を頼む」が 32.5%、「職場や仕事の関係で出会いを求める」が 25.9%となっていますが、「県、市町村、ＮＰＯな

どの団体の結婚支援事業を利用する」は12.8%となっており、行政の支援を更に拡充することが必要です。

○ さらに、令和元年度県民意識調査によると、本県が実施している出会い支援事業の認知度については、「全て知らない」が38.9%で最も高く、「高知で恋しよ!!イベント（出会いイベント）」が22.7%、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」が22.1%となっており、県民への周知を進めることが重要です。

○ 以上のことから、出会いや結婚への支援を希望する独身者が具体的な行動を起こすための対策として、独身者への出会いの機会の創出とともに、出会い支援についての制度を知る・つなぐ・メリットを感じていただくことが重要です。

※ 高知県は、ひとりひとりの生き方を尊重しながら、それぞれの希望に応じて「自分らしく」活躍することを応援しています。「結婚」などは、個人の自由であり、その他にも様々な生き方があるものと私たちは考えています。高知県は、それぞれの意思に基づいた生き方を応援するとともに、その一環として「出会い」や「結婚」への支援を希望する方々の応援をしています。

② 取組の方向、具体的な取組

■支援を希望する独身者への出会いの機会の拡充【少子対策課】

●マッチングシステム（会員制のお引合せシステム）の利便性及び認知度の向上により、マッチング会員増に向けた取組を充実するとともに、個別相談会や会員限定イベントの実施などマッチング会員への支援を充実し、マッチングシステムの運用強化を図ります。

●高知家の出会い・結婚・子育て応援団が実施する地域の独身者を対象とした出会いイベントの多様化と県内各地域における継続的な実施に向けた支援を行うことにより、出会いイベントの充実を図ります。

●地域のお世話焼きを行うボランティア「婚活サポーター及びサブサポーター」の増に向けた取組、サブサポーターによる独身者等への広報活動の充実、婚活サポーター連絡協議会を中心としたサポーター活動の活性化を進めることで、サポーター制度の充実を図ります。

●新入社員等を対象としたライフプランセミナーを実施することにより、ライフデザインへの意識醸成を図ります。

■ライフステージに応じたきめ細かな支援【少子対策課、児童家庭課】

●結婚から子育てまでの様々な相談にワンストップで情報提供を行う相談窓口である「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」における情報提供や相談対応により、切れ目のない支援を市町村や関係機関と連携して行います。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
マッチングシステムへの登録者数	（R1.11月末現在） 750人	1,000人	少子対策課
高知家の出会い・結婚・子育て応援団の実施するイベント参加者数	（H30年度） 3,168人/年	3,600人/年	少子対策課
独身者の出会いを支援するボランティア数	（R1.11月末現在） 213人	450人	少子対策課

（２）妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備

ア　安全･安心な周産期医療体制の充実

①　現状及び課題

○ 本県は、産科医や助産師の不足等により、分娩を取り扱う医療機関が減少しています。また、周産期死亡率は、過去、全国より高い状態でしたが、近年では、ほぼ全国水準で推移しており、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが必要です。

○ライフスタイルの変化や生殖補助医療の発達などにより妊娠年齢が上昇しています。高齢妊娠では、妊娠高血圧症や前置胎盤などの合併症のリスクが高くなるため、定期的な妊婦健診の受診や適切な管理が必要です。

○ 加えて、高度な医療を必要とする 1,000 グラム未満の早産未熟児の出生は全国水準となっていますが、出生時期が県下で集中することもあり、三次周産期医療施設の受入体制の充実が求められます。

（産科医、助産師等の状況）

	安芸	中央	高幡	幡多
産科医（H28.12 現在）※1	１名	46 名	０名	５名
助産師（H28.12 現在）※2	11 名	163 名	０名	10 名
分娩取扱施設（R1.12.31 現在）※3	１施設	11 施設	－	２施設

	一次	二次	三次
周産期医療施設（R1.12.31 現在）※3	６施設	５施設	２施設

※1 資料：平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）　※2 資料:平成 28 年度衛生行政報告例（厚生労働省）
※3 資料:健康対策課

○ ＮＩＣＵ(新生児集中治療室)病床の稼働率が高く推移しており、ＮＩＣＵやＧＣＵ(ＮＩＣＵの後方病床)で長期に入院している児が増えています。

○ 平成 25 年度から高知医療センターに「ＮＩＣＵ等入院児支援コーディネーター」を配置し、ＮＩＣＵ等に入院している児が、在宅あるいは施設での療養に円滑に移行できるように退院調整をするとともに、退院後も継続した支援を提供できるよう、地域や関係機関と連携を取っています。

②　取組の方向、具体的な取組

■周産期医療体制の確保・充実　【健康対策課】

●総合的な周産期医療提供システムの在り方の検討と併せて、周産期医療従事者の資質向上のための研修等を実施します。

●ＮＩＣＵ等入院児支援コーディネーターの配置を継続するなど、ＮＩＣＵ等入院児の円滑な在宅療養移行を支援します。

■**産科医・助産師等の確保**　【医療政策課、健康対策課】

●処遇改善のため、産科医の分娩手当や出生児がＮＩＣＵで管理が必要になった場合の新生児担当医への手当を支給する医療機関への助成を行います。

●将来県内の医療機関で医師として勤務する意思のある医学生を対象とした医師養成奨学貸付金において、産婦人科や小児科等の特定科目の医師を志す者には貸付金を加算して貸与します。

●県内で就業する助産師を確保するために、高知県助産師緊急確保対策奨学金において、県内外の助産師養成施設に通う学生に対し、奨学金を貸与します。

③　【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
NICU等入院児コーディネーターによる 支援事例等	（H30年度） 126件	増加	健康対策課

イ　妊産婦・乳幼児に関する保健の充実

①　現状及び課題

○ 妊産婦期から乳幼児期にかけては、特に母子の健康を確保することが重要です。

○ 本県の乳児死亡率は減少傾向にあり、近年は全国水準を下回っていますが、早産未熟児や先天異常など防ぐことのできない死亡が多くなっています。また、母体や胎児の健康確保を図るための妊婦健康診査に細菌検査や子宮頸管長測定を追加して実施していますが、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

（満 20 週以降に妊娠届出のあった妊婦の数）

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度（速報値）
66 人 （うち分娩後 6 人）	73 人 （うち分娩後 2 人）	54 人 （うち分娩後 3 人）	65 人 （うち分娩後 2 人）

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

○ 令和２年度末までにほとんどの市町村で子育て世代包括支援センターが設置され、母子健康手帳交付時にアンケート調査や面談を実施していますが、保健師によるアセスメント力の強化が必要です。

○ 本県の産婦への産後ケア調査※結果によると、約 1/3 の方が産後直後の体調不良があり、授乳や子育ての困りごとが一定数存在していました。市町村では新生児訪問等が行われているものの、産後ケアサービスとしての内容は少なく、宿泊型やデイサービス型の産後ケアが生活・育児支援を展開している例も十分ではありません。また、産後ケア調査※では産後のデイサービスの利用意向が一番高くなっていました。このため、産前・産後ケアサービスの充実と妊娠期から育児期を通した切れ目のないサービスの提供が必要です。

※産後ケア調査：H26 年度に乳児等をもつ母親（赤ちゃん会及び市の乳児健診参加者等）に対して、県健康対策課が産後ケアに対するニーズ調査を聞き取りで実施したもの

○ 妊娠中や出産後はホルモンバランスの乱れなどにより心身のバランスを崩しやすくなるため、全ての妊産婦を対象とした産後うつ病の予防など、メンタルヘルス対策が必要です。

○ 市町村の母子保健サービスの水準にばらつきがあり、特に乳幼児健診の受診率は、全国水準となってきましたが、受診促進の取組や未受診児対策をはじめ、市町村の乳幼児健診の充実を図る必要があります。また、養育支援の必要な家庭を早期に把握し、保健部署と児童福祉部署の連携につなげる仕組みの強化が必要です。

○ 地域で安心して子育てをするためには、地区組織の方の声かけや見守りなどのまちづくりが重要です。現在、母子保健推進員等によるこんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診、育児教室で声かけや協力がありますが、母子保健に関する研修が必要です。

② 取組の方向、具体的な取組

■母体管理の徹底と子育て世代包括支援センターの機能拡充

【健康対策課】

●妊婦健康診査の受診勧奨や妊婦自身の主体的な健康管理の啓発とともに、思春期から性に関する正しい知識と、将来の妊娠・出産などライフプランを積極的に考えるうえで必要な情報の提供を行うなど健全な心と身体づくりへの支援と意識の啓発に取り組みます。

●本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。

●妊産婦への助産師による訪問指導やケース会議等により、関係機関と連携を図るなど市町村を支援します。

●市町村の母子保健コーディネーターや保健師等のアセスメント力の強化のための研修会を継続して実施します。

●地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう、産前・産後ケアサービスの充実を支援していきます。

●各市町村での産婦健康診査事業の導入により、産後うつ病など支援が必要な産婦に早期に対応できるよう、市町村、周産期・精神科医療機関の連携体制を強化して周産期メンタルヘルスの取り組みを進めていきます。

■健やかな子どもの成長・発達への支援　【健康対策課】

●新生児聴覚検査や乳幼児健診の機会を通じて、疾病の早期発見、早期療育、保健指導、育児支援が行えるよう、健診の実施状況や未受診児を把握するとともに、市町村の受診推奨等を支援していきます。

●乳幼児健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、保健部署が把握した要支援ケースなどを児童福祉部署へつなぐ仕組みの充実・強化を推進します。

●保護者や事業主を含めた県民に対して、乳幼児健診への正しい情報の提供と意識の啓発を行うとともに、保育所、幼稚園等とも連携した啓発活動を行います。

●母子保健サービスの水準の維持・向上を図るため、市町村の母子保健従事者等の人材育成を行います。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
妊娠11週以下での妊娠の届出率	（H30年度速報値） 93.1% （H29年度：全国93.0%）	全国水準維持	健康対策課 （調査出典： 地域保健・健康増進事業報告）
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受ける事ができたものの割合（3,4か月児）	（H30年度） 79.0% （H29年度：全国82.7%）	85.0%	健康対策課 （調査出典： 厚生労働省：母子保健課調査）
1歳6ヶ月児健診の受診率	（H30年度速報値） 97.1% （H29年度：全国96.2%）	98.0%	健康対策課 （調査出典： 地域保健・健康増進事業報告）
3歳児健診の受診率	（H30年度速報値） 96.9% （H29年度：全国95.2%）	98.0%	健康対策課 （調査出典： 地域保健・健康増進事業報告）
妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市町村の数 家族にも伝える	（H30年度） 34市町村中 13市町村	全市町村	健康対策課 （調査出典： 厚生労働省：母子保健課）

④　【参考指標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度	担当課
周産期死亡率 （出産千対）	（H30年） 4.6 （全国3.3）	全国平均以下を維持	健康対策課 （調査出典：人口動態統計）
新生児死亡率 （出生千対）	（H30年） 0.7 （全国0.9）	全国平均以下を維持	健康対策課 （調査出典：人口動態統計）
乳児死亡率 （出生千対）	（H30年） 1.1 （全国1.9）	全国平均以下を維持	健康対策課 （調査出典：人口動態統計）

ウ　小児医療の充実

①　現状及び課題

○ 小児医療を安心して受けられる環境は、子どもやその保護者にとって重要となりますが、保護者の小児科専門志向や、核家族化及び少子化による子どもの病気に対する家庭での対応力の低下、また、共働き夫婦の割合が高いことから医療機関の診療時間外受診が多く、医療機関の負担となっています。

○ 全国同様に本県でも医師不足が深刻化しており、特に小児救急を担う医師不足が深刻な問題となっています。この要因として、度重なる休日夜間の勤務など過酷な勤務環境などが挙げられることから、医師の負担軽減に繋がる取組が必要です。

②　取組の方向、具体的な取組

■ **小児救急医療体制の確保**　【医療政策課】

●夜間における小児の急病時の対応について、保護者等の不安解消を図り、適正な受診を促すため、小児救急電話相談事業を継続します。

●高知市休日夜間急患センター及び平日夜間小児急患センター等における初期救急医療体制、また、中央保健医療圏における小児科病院群輪番制病院等での二次救急医療体制を維持します。

●医師の負担を軽減するため、小児科病院群輪番制病院が行う小児救急勤務医手当の支給に対し支援を行うとともに、小児科病院群輪番制病院において小児救急患者のトリアージ等を行う看護師の設置の支援を継続します。

●救急医療の適正な受診について、マスメディア等を活用し、県民への啓発を継続します。

■ 小児科医師の確保 【医療政策課】

●将来県内の医療機関で医師として勤務する意思のある医学生を対象とした医師養成奨学貸付金において、小児科等の特定科目の医師を志す者には貸付金を加算して貸与します。［再掲］

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
小児の救急車搬送に占める軽症患者の割合 （消防庁、救急・救助の現況）	（H30年） 77.2%	70%以下	医療政策課

エ 小児慢性特定疾病対策の推進

① 現状及び課題

○ 小児慢性特定疾病は、治療が長期にわたり、児童と家族の医療費負担が高額となることから、医療費助成による保護者の負担軽減と療養生活を支援するための相談体制の整備が重要になります。

また、児童の症状や希望等を踏まえ、成人後に就労も含めて自立した生活が送れるよう、成人期に向けた切れ目ない支援を行うことが必要です。

② 取組の方向、具体的な取組

■児童・家族の経済的な負担軽減のための支援 【健康対策課】

●児童・家族の医療費負担軽減のため経済的支援を行います。

小児慢性特定疾病医療 （平成 31 年３月末日 交付件数：264 件）

■児童等の日常生活支援 【健康対策課】

●児童とその家族に対し、療養生活上の各種相談や必要な情報提供を福祉保健所で行います。また、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

■児童の自立促進に向けた支援 【健康対策課】

●小児慢性特定疾病児童等自立支援員をこうち難病相談支援センターに

配置し、児童や家族等の希望に応じ、成人後の生活の自立や就労に向けて、各種支援策の利用計画の作成支援、関係機関との調整を行います。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置数	1名	1名	健康対策課

オ　不妊に悩む方に対する支援の充実

① 現状及び課題

○ 不妊は、子どもを持ちたい夫婦にとって切実な問題です。

○ 不妊治療は、経済的な負担とともに、身体的・精神的な負担も大きいことから、経済的な支援や相談体制、情報提供の充実などが必要です。

○ 平成 24 年度から設置している不妊専門相談センターでは不妊症認定看護師等による電話相談や面接相談が行われていますが、相談件数は減少傾向にあり、相談窓口のさらなる広報・周知が必要です。

また、特定不妊治療（医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精）の助成件数も、増加傾向にあります。

（高知県不妊専門相談センター相談件数の推移）

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度(4 月～10 月分)
件数	90	76	39

資料:健康対策課

（高知県特定不妊治療費助成件数の推移）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	134	178	202	238	290	316	346	323	302	291

資料：健康対策課

② 取組の方向、具体的な取組

■不妊に関する情報提供や相談体制の整備 【健康対策課】

●継続して、高知医療センター内に不妊専門相談センター「ここから相談室」で、不妊に関する医学的、専門的な相談や不妊による身体や心の悩みなどの相談に対応するとともに、相談窓口の広報・周知を強化します。

●卵子の老化や妊娠適齢期など妊孕力や男性側に起因する不妊なども含めた不妊に関する情報提供や啓発を行っていきます。

■不妊治療の経済的負担の軽減 【健康対策課】

●一般不妊治療への助成事業を実施する市町村への補助や、特定不妊治療に対する助成制度への県独自の上乗せ助成を継続し、不妊治療の経済的負担を軽減します。

③ 【参考指標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度	担当課
不妊専門相談センター相談件数	（H30年度） 76件	増加	健康対策課
不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数	（H30年度） 291件	増加	健康対策課

（３）子育て支援策の充実

ア　安心して子育てできる生活環境の整備

①　現状及び課題

ア）良質な住宅、居住環境の確保

○ 子育て世帯など世帯人員の多い家族にとっては、安全・安心で快適な住生活に適した広さなどの質を備えた住宅が必要です。また、希望する時期に安心して子育てできる社会に向けては、住宅のニーズと利用状況にミスマッチが生じないよう、子育て世帯の居住の安定を確保する積極的な取組が求められています。

＜高知県の住宅状況＞

	最低居住面積水準以上の世帯率	誘導居住面積水準以上の世帯率
４人以上の家族世帯（H30 年）※	約 94%	約 40%
〔参考〕４人以上の子育て世帯（H30 年）※	約 91%	約 35%
全住宅のバリアフリー化率〔高齢者等設備状況〕（H30 年）※		約 49%

※ 資料:総務省統計局「平成 30 年住宅・土地統計調査」

イ）安全な道路交通環境の整備

○ 近年の交通事故件数は、減少傾向にあります。そういった中でも、弱い立場にある歩行者の安全を確保することは大切です。特に、子どもを事故から守る観点からは、事故の危険性の高い通学路の安全・安心な歩行空間の環境整備等が求められています。

ウ）安心して外出できる環境の整備

○ 子育て世帯や妊婦等が、安心して外出できるよう、公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化は大切です。

○ 本県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成９年４月施行）、「高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例」（平成２４年１０月施行）に基づき、公共施設等について、障害者、高齢者、妊産婦等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を進めており、県の公共施設の多くは、基本的に必要とされるバリアフリー化を実施しています。引き続き、老朽化対策や耐震化などを進めることで、より安全で利用しやすい施設の整備が求めらています。

○ また、バス、路面電車、鉄道の車両や関連施設のバリアフリー化についても、利用者の視点から、より一層利用しやすい環境の整備が求められます。

○ 併せて、妊産婦や子育て世帯などの利用者への配慮等を啓発する取組も必要となります。

② 取組の方向、具体的な取組

ア）良質な住宅、居住環境の確保

■子育て世帯等が住宅を選択しやすい環境の構築等 【住宅課】

●高知県居住支援協議会において、関連制度などの情報を提供するとともに、関係団体等と連携し空き家情報など住まいに関する情報発信の充実を図ります。

●住宅性能評価機関や宅地建物取引業団体との連携・協力により住宅性能表示の普及・促進とシンボルマーク等を用いた性能表示の仕組みづくりを推進します。

●空き家を子育て世帯等が居住し易い住宅にリフォームして提供する市町村の取組を支援します。

●県営住宅入居者の選考にあたり、子育て支援の観点から、小学校入学前の子どもがいる世帯や20歳未満の子を扶養している母子（父子）世帯等については、当選確率を高める方法による優遇措置を継続していきます。

■安全・安心な居住環境の確保の推進 【住宅課】

●市町村等と協力しながら、バリアフリー改修も含めたリフォーム講習会等を通じて公的賃貸住宅も含めた住宅のバリアフリー化や相談体制の充実を図ります。

イ）安全な道路交通環境の整備

■歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 【道路課、交通規制課】

●生活道路における歩行者・自転車の安全を確保及び安全・安心な交通環境を実現するため、交通実態に即した交通規制を実施します。

●視認性に優れた高輝度標識・標示及び信号機を設置するなど交通安全施設の整備を促進します。

ウ）安心して外出できる環境の整備

■公共施設や公共交通機関におけるバリアフリー化の推進

【文化振興課、交通運輸政策課、地域観光課、環境共生課、道路課、公園下水道課】

●子どもや障害のある方などが安心して利用できるよう、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

●バス、鉄道車両、電停等をより一層利用しやすい環境とするため、交通事業者が実施するバリアフリー化等の整備を支援します。

■バリアフリー化の啓発や情報提供　【健康対策課、障害福祉課】

●妊婦等が安心して外出できる環境に向けて、妊婦健康診査の受診勧奨チラシの中にマタニティマークを掲載するなど啓発事業に取り組みます。

●妊産婦等を含む歩行困難な方が必要な時に安心して駐車場を利用できる環境に向けて、民間事業者等の協力を得ながら専用・優先駐車スペースの確保及び適正利用を推進します。

２．すべての子どもの生きる力を育むことができる社会

（１）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等

ア　次代の親を育成するための若者支援

①　現状及び課題

○ 本県では、平成 15 年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「こうち男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に進めてきました。

○ DV やセクシャルハラスメントなどの人権侵害を許さない社会の実現のため、あらゆる世代への理解とその対策が求められるとともに、将来、親となる若者に対して、家族を構成する男女が互いに協力して、家事や子育てなどの家庭生活における役割や意義を理解してもらうことが大切です。

○ 加えて、誰もが希望する時期に安心して結婚・出産・子育てできる社会づくりに向けては、将来、親となる若者に対して、職業意識の形成や就業支援の取組を強化し、適職選択による安定した就労とキャリア形成を支援し、自立を促進していくことが大切です。

○ 特に、中学校卒業時又は高等学校中途退学時に進路未定であった者がニートやひきこもりにならないようにするため、学校・地域と連携した若者サポートステーションの利用促進、早期の修学、就労に向けた支援方法を確立するとともに、県内就職を促進するためには、産業界・学校・行政の連携強化や、県内企業の情報の充実などが必要です。

（中学校卒業者の進路未定者等の状況）

中学校卒業者の進路未定者（家事手伝い）（H30 年度卒）※1	47 人
国公私立高等学校中途退学者（H30 年度）※2	334 人
若者サポートステーションでの支援（H30 年度）※3	登録者数 339 名 進路決定者 256 名 進路決定率 38.6%（単年度）
若年無業者（H27 年度　15 歳～39 歳）※4	3,312 人（同年代人口比 2.0%） ※全国 1.57%
新規高卒者の県外企業への就職者（H29 年度卒）※5	36.2%

※1 資料：令和元年度学校基本調査（速報値　文部科学省）
※2 資料：平成 30 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）
※3 資料：生涯学習課　　※4 資料：平成 27 年国勢調査（総務省）より算出（生涯学習課）
※5 資料：平成 30 年度学校基本調査（文科省）

② 取組の方向、具体的な取組

■「こうち男女共同参画プラン」による取組の推進

【県民生活・男女共同参画課】

●高知県男女共同参画推進本部会や有識者からなるこうち男女共同参画会議を通じ、取組の進捗管理を行い、男女共同参画の推進を図ります。

■DV などの人権侵害被害者を早期発見・相談・保護できる環境の整備

【県民生活・男女共同参画課】

●DV 被害者及び同伴する子ども等に対して、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターで被害者の自立に向けた相談等の支援や保護を実施するとともに、児童相談所や療育福祉センターと連携した子どもに対しての学習支援などの専門的なケアを実施します。さらに、配偶者間の暴力と児童虐待への対応について、児童相談所との連携の強化を図ります。

■男女共同参画の啓発活動 【県民生活・男女共同参画課】

●こうち男女共同参画センター「ソーレ」を拠点とし、男女共同参画に関する情報や取組を情報紙やホームページ等により情報提供するとともに、男性や子育て世代を対象とした講座等を開催します。

●男女の人権が尊重され、DV をはじめとする暴力を許さない地域社会を実現するため、あらゆる世代への DV 防止の広報等の啓発活動を推進します。

■若者の総合的な就職支援の推進 【雇用労働政策課】

●関係機関（ハローワーク等）との連携のもと、ジョブカフェこうちやサテライト（幡多）における就職に関するきめ細かな相談対応やセミナー、職場体験講習の実施などにより、若者の就職支援を推進します。

●能力開発支援相談員の助言、指導による訓練終了後の早期就職を促進するなどの就業意識や職業能力の向上を図るための職業訓練を実施します。

●高校と産業界、行政が連携することで、企業実習や企業の技術者の技術指導を通じて、地域の産業を支える担い手の育成と若年労働力の確保に取り組みます。

●国や関係団体等と連携して就職氷河期世代の就職を支援します。

■支援を要する若者に対しての自立に向けた支援

【障害保健支援課、生涯学習課】

●中学校卒業後や高校中途退学後の進路未定者、ニート、ひきこもり傾向の若者に対して若者サポートステーションによる修学や就労に向けた支援を学校や企業、関係機関等とも連携して行います。

特に、「ひきこもり」の若者に対する支援として、高知県ひきこもり地域支援センターを中心とした関係機関の連携強化と地域での支援者の育成を推進し、身近な地域での相談体制及び個別支援の充実と強化を図ります。

●福祉・労働・教育の関係機関の連絡会の開催や、保護者セミナー、交流会の開催などを通して若者支援にかかるネットワークの充実を図ります。

■生涯学習への対応　【生涯学習課】

●生涯学習社会の実現を目指し、多様な学習ニーズに対応するために、関係機関と連携して学習機会の充実・情報の提供、相談業務等を行い、生涯学習を推進します。

③　【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
ジョブカフェこうちの職場体験講習受講者の就職率、就職後3ヶ月時点の定着率	（R1.12月末現在） 就職率：61.2% 定着率：ー	就職率：70.0% 定着率：80.0%	雇用労働政策課
若者サポートステーション利用者の進路決定（修学、就労）率（単年度）	（R1.11月末現在） 36.7%	40%以上	生涯学習課

イ　子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

①　現状及び課題

ア）就学前の教育・保育の充実　［再掲］【幼保支援課】

イ）基礎学力の定着と学力の向上

○ 本県の児童生徒の学力状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度からの経年でみると全体としては改善傾向にあります。

○ 令和元年度は、小学校については、国語、算数ともに全国平均正答率を超えており、全体としては全国レベルの学力が身に付いていると言えます。また、算数は、引き続き全国上位に位置しています。中学校については、国語、数学においては、全国平均に届いていないものの、着実に上昇傾向にあり、特に数学は、ここ数年順調に伸びを見せており、全国平均まであと一歩という状況にあります。

○ 基礎的・基本的な知識・技能を活用して思考・判断・表現する力を育成

するため、授業の質をさらに高めていくなど、学力向上に向けた取組が必要です。

○ 高等学校においては、基礎学力の定着や、進路希望に応じた系統的な学力向上対策が必要です。

ウ）豊かな心の育成

○ 本県の不登校児童生徒の状況は、小学校では平成 14 年度から減少傾向にありましたが、平成 24 年度から増加に転じています。また、中学校では平成 20 年度頃から横ばいの状況にあり、依然として深刻な状況にあることから適切な対応が求められます。

（高知県の不登校児童数（小学校））

	H14		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校長期欠席児童数（不登校）（30日以上）（人）	280	~	133	135	180	173	180	176	196	275
不登校による小学校長期欠席児童割合（%）【年度間30日以上】	0.63		0.35	0.36	0.49	0.49	0.51	0.51	0.58	0.83

（高知県の不登校児童数（中学校））

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
中学校長期欠席生徒数（不登校）（30日以上）（人）	664	619	642	673	623	622	684	609	650	659	784
不登校による中学校長期欠席生徒割合（%）【年度間30日以上】	3.06	2.89	3.07	3.28	3.1	3.13	3.45	3.15	3.46	3.66	4.48

○ 本県のいじめの認知件数は、増加傾向にあります。平成 25 年９月に施行された「いじめ防止対策推進法」により、いじめの定義が変わったことを受け、各学校においてささいなことでも積極的にいじめとして認知し、いじめの被害を見落とさず、見逃さず、いじめから子どもを守る取組が進んでいるためです。引き続き、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係機関・団体との連携や協働による県民総ぐるみの取組を進めていきます。

（本県のいじめの認知件数）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
					件数	1,000人当たりの認知件数
H30	2,328	717	346	35	3,426	48.3
H29	1,314	502	315	40	2,171	30.0
前年度比較	1,014	215	31	△ 5	1,255	18.3

資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（高知県）

○ また、道徳教育やキャリア教育の推進、読書環境や自然体験活動の充実などを通じて、豊かな心を形成していくことも必要です。

エ）健やかな体の育成

○ 本県は、子どもの体力向上を目指して、全ての小・中学校において学校経営計画に「体」の充実に向けた取組を計画的に位置づけ、ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を行うとともに、教員の資質向上に向けた研修会の充実や体育・保健体育授業における外部人材の活用、指導主事等による学校訪問、「高知県運動部活動ガイドライン」に基づく適正な運動部活動の運営等の取組を進めています。

○ 令和元年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果において、体力合計点が、小学校では、男子が全国平均よりわずかに低く、女子が全国平均に並びました。また、中学校では、男子が全国平均に並びましたが、女子が全国平均よりも低く、平成 30 年度の県平均を下回りました。今後は、各学校において調査結果を分析し、そこから得られた課題を学校全体で取り組むとともに、体育・保健体育の授業改善や運動部活動のさらなる充実等、地域とも連携しながら、よりよい生活習慣・運動習慣の定着のための取組を推進することが必要です。

オ）信頼される学校づくり

○ 保護者や地域住民から信頼される学校づくりのためには、地域とともにある学校を目指す必要があります。

○ そのためには、授業評価や教員研修等を通じて教員の能力向上を図るとともに、児童生徒やその保護者等が安心できる学校環境を整備していく必要があります。

○ 安心できる学校環境の整備にあたっては、学校の状況を踏まえ、学校評価の推進等によるソフト面の充実に加えて耐震化などのハード面も整備していく必要があります。

カ）特別支援教育の充実

○また、障害者等が積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」の実現に向けて、様々な法制度の整備と共に、教育の分野では、障害のある子どもができるだけ共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築が一層求められています。

○ この共生社会を実現するためには、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員等のさらなる専門性の向上や、関係機関との連携強化による教育内容の充実など適切な対応が必要になります。また、特別支援学校の現状を踏まえた取組を進めることが必要です。

② 取組の方向、具体的な取組

ア）就学前の教育・保育の充実 ［再掲］【幼保支援課】

イ）基礎学力の定着と学力の向上

■基礎学力の定着（小中学校） 【小中学校課】

●学校経営力を向上させ、各学校の学力課題を解決するために、中長期的な学校経営の視点に立った「学校経営計画」に基づく取組への指導・助言を行い、支援を充実させていきます。

●学力調査から明らかとなった課題や学習指導要領に応じた教材を作成・配付し、授業や家庭学習等で活用することにより、授業改善及び学習習慣の定着を図ります。

■基礎学力の定着（高等学校） 【高等学校課】

●学力定着把握検査を実施し、生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を各高等学校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。

●放課後の補力補習やティーム・ティーチングによる授業における学習指導などを行う学習支援員を希望校へ配置する取組を推進します。

■進路希望の実現のための系統的な学力向上対策（高等学校）

【高等学校課】

●校内外での研修や県内外の先進校の視察、教科別研究協議会の実施などにより教員の教科指導能力の向上を図るとともに、大学での学び体験、医学部と連携した事業などにより生徒の多様なニーズにあった学習意欲向上に向けた取組を推進します。

ウ）豊かな心の育成

■不登校やいじめを生じさせない学校づくり 【人権教育課】

●小中学校の連携した取組や開発的な生徒指導などにより中１ギャップの解消を進めるとともに、いじめ、長期欠席（不登校）等の未然防止、

早期発見、早期対応などにより児童生徒への支援を充実します。

●体系的な研修などにより教職員の意識改革や全教職員の実践力の向上を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置拡充や校内支援会をはじめとする相談支援体制の強化を進めます。

■道徳教育の充実等における心の教育の推進　【小中学校課】

●特別の教科　道徳における「考え、議論する道徳」の授業づくりを実現するため、授業づくり講座を実施するとともに、道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む　高知の道徳」の活用を通して、家庭・地域と連携した県民ぐるみの道徳教育を推進し、児童生徒の道徳性の向上を図ります。

■豊かな心や創造性を涵養する情操教育の推進

【小中学校課、高等学校課、生涯学習課】

●小・中・高等学校でのキャリア教育の学びを*キャリアパスポートを通してつなぎ、学ぶことと、自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

*キャリアパスポートとは

児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐもの。

●「第三次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書環境を充実するための取組を推進します。

■健康教育の推進　【健康長寿政策課、保健体育課】

●学校経営計画の項目の充実や健康に関する全体計画及び年間指導計画の必要性を各学校へ周知し、作成を推進するとともに、全小中高校生を対象とした健康教育副読本等を効果的に活用した健康教育や学校関係者を対象とした研修会、出前講座の開催などにより生活習慣改善の取組を推進します。

■体力向上に向けた授業や運動部活動等の充実　【保健体育課】

●体力テスト実施等による児童生徒の実態把握結果を各学校の取組に反映させるための支援を行うとともに、体育・保健体育指導力向上伝達講習会や各学校等での研修会への指導主事の派遣等により、教員の指導力の向上を図ることで体育・保健体育科の授業を充実します。

●「高知県運動部活動ガイドライン」に基づく適正な運動部活動運営を進め、生徒のニーズに対応した運動部活動の充実を図ります。

●「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」を実施するなど、身体を使った運動をする機会を提供します。

■体力向上や運動習慣の定着のための啓発活動　【保健体育課】

●体力向上や運動習慣の定着のため、体力関連報告書や指導資料、ホームページ等を活用して啓発を行います。

オ）信頼される学校づくり

■教職員の能力向上の推進　【教育政策課、教職員・福利課】

●教科研究センター講座の実施など教科研究に励む教員の自主的な活動を推進します。

●適切な人事評価の実施から能力育成につなげるため、有識者による検討委員会の開催などにより育成型人事評価制度等の改善と効果的な運用を推進します。

●教科指導に優れ、専門性を備えた教員が地域の中核となって活動することにより、全県的な教科指導力の向上を図ります。また、研修の実施などにより教員の授業力向上や ICT 活用能力の向上を図ります。

■組織的な学校づくり

【教育政策課、教職員・福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課】

●国が実施する中堅職員中央研修への派遣、主幹教諭等の活用、管理職や各主任の役割の明確化などによる学校組織の活性化、校内 OJT 体制の強化などにより組織的な取組を強化します。

●自己評価の充実と学校関係者評価の実施率の向上、高知県学校評価ガイドラインの普及、教育活動や学校運営の PDCA サイクルの確立などにより学校評価を推進します。

■学校教育施設等の整備　【学校安全対策課、幼保支援課、高等学校振興課】

●県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、学校の統合や高台移転などに伴う教育環境の充実に向けた施設整備に取り組みます。

カ）特別支援教育の充実

■特別支援教育を推進するための体制整備　【特別支援教育課】

●特別支援学校教諭免許状の向上や研修会の開催などにより特別支援学校のさらなる専門性の向上を図り、センター的機能の強化に取り組みます。

●小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への指導・支援の充実へ向けて、個別の指導計画の作成や引き継ぎシート等のツールを活用した校種間の引き継ぎの実施を推進し、各学校の校内支援体制を強化します。

●県立高等学校においては、通級による指導実施校を中心に発達障害等のある生徒に対する理解を推進し、特別支援教育の更なる充実を図ります。

■特別支援学校の再編振興【特別支援教育課】

●「高知県立特別支援学校再編振興計画（第二次）」に基づく取組を進めます。

●「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」からの提言をもとに、課題解決に向けてできるだけ早く対応を進めます。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	備考	担当課
ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	（H30.12月） 58.8%	100%		幼保支援課
小学生の学力の定着 （全国学力・学習状況調査における平均正答率）	全国平均の 国語　＋0.2ポイント 算数　＋1.7ポイント	学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。全ての評価の観点で正答率が全国平均以上とする。	※第3期高知県教育振興基本計画（案）における令和5年度までの目標数値	小中学校課
中学生の学力の定着 （全国学力・学習状況調査における平均正答率）	全国平均の 国語　△2.0ポイント 数学　△1.7ポイント	学力は全国平均以上に引き上げる。全ての評価の観点で正答率が全国平均以上とする。	※第3期高知県教育振興基本計画（案）における令和5年度までの目標数値	~~［再掲］~~ 小中学校課
高等学校の学力の定着 国公立大学進学者数の増加 中途退学率の減少 就職内定率の向上	（H30年度） 557人 1.4%（全国1.4%） 99.0%	※検討中 ※検討中 98.0%		高等学校課
キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している学校の割合 小学校 中学校 高等学校	※R2.8調査 小 中 高	100%	※第3期高知県教育振興基本計画（案）における令和5年度までの目標数値	高等学校課 小中学校課
特別の教科　道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「よくしている」と回答した児童・生徒の割合）	小　46.0% 中　39.2%	小　60%以上 中　60%以上	※第3期高知県教育振興基本計画（案）における令和5年度までの目標数値	小中学校課
市町村の「子ども読書活動推進計画」の策定	（R1.12月現在） 50.0%	100%		生涯学習課
児童生徒が家や図書館で普段（月～金）に全く読書をしない割合 小学校 中学校	16.1% 31.0%	全国平均を3%以上下回る。		生涯学習課

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
若者サポートステーション利用者の進路決定（修学、就労）率（単年度）	（R1.11月末現在） 36.7%	40%以上	［再掲］ 生涯学習課
児童生徒の体力の向上 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ①体力合計点 ②総合評価（DE群の割合）	①体力合計点 （数値はT得点（全国平均=50）） 小学校　男子49.3　女子50.0 中学校　男子49.9　女子48.8 ②過去4年間の総合評価 （DE群の割合）の平均値 小学校　男子32%　女子24% 中学校　男子29%　女子14%	①体力合計点が全国平均を上回る ②総合評価（DE群の割合） 小学校　男子29%未満 女子21%未満 中学校　男子26%未満 女子11%未満	保健体育課
保育所、幼稚園の耐震化率	95.3%	100%	幼保支援課
「個別の指導計画」を作成している幼児児童生徒の割合	小学校　81.4% 中学校　69.1% 高等学校 60.3%	100% 100% 100%	特別支援教育課
発達障害の診断・判断のある幼児児童生徒に占める「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合	小学校→中学校　88.5% 中学校→高等学校　34.7%	100% 80%	特別支援教育課
特別支援学校における免許保有率	（R1.5月1日現在） 県立該当校種　77.7%	（R6年度） 県立特別支援学校における対象教員の5領域すべての免許保有率（採用3年未満と人事交流3年未満を除く）100%	特別支援教育課
特別支援学校の就職希望者の就職率	（平成30年度） 公立特別支援学校 就職希望者の就職率（H31.3） 97.7%	公立特別支援学校 就職希望者の就職率100%	特別支援教育課

ウ　豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

①　現状及び課題

○ 教育の原点は、家庭にあり、 家庭において、基本的な生活習慣、豊かな感性や情操などの基礎が培われます。

○ しかし、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子どもの自尊感情やコミュニケーション能力等にも課題が見られるなど、家庭教育の機能が弱くなっている状況にあります。

○ こうした状況に対応し、家庭教育支援を充実させていくためには、保護者を対象とした子育て・親育ちの支援や、学校・地域と家庭が連携した取組の推進など、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、支援を充実させていく必要があります。

○ また、家庭の経済状況等により十分な学習機会が与えられていないなど厳しい環境にある子どもたちに対しては、その子どもたちを取り巻く貧困等が世代を超えて連鎖することのないよう、学習支援や教育費負担等の軽減などの支援の充実が必要です。

②　取組の方向、具体的な取組

■家庭教育力向上のためのきめ細かな支援

【児童家庭課、幼保支援課、生涯学習課】

●保育所・幼稚園等において「親育ち支援」の充実を図るとともに、子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保護者を対象とした学習会などの開催や基本的生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

●こうちプレマ net などにより妊娠期からの子育て支援の情報提供や相談を行います。

● 研修会の実施や啓発資材の貸出等により、子どもの基本的な生活習慣の確立など、心身ともに健やかで、学ぶ意欲のある子どもを育む取組を支援します。

●「親の育ちを支援する学習プログラム」を活用した、子育てに不安を抱える保護者どうしの学び合いや仲間づくり、それを支える人材育成への支援を行います。

●地域子育て支援センター等の活動を推進するとともに、NPO、企業と連携した子育て講座の実施などにより地域の実情に応じたきめ細かな家庭教育支援体制づくりを進めます。

■厳しい環境にある子どもへの学びの保障

【幼保支援課、小中学校課、高等学校課、生涯学習課】

●多子世帯保育料等の軽減事業や放課後児童クラブ・放課後子ども教室の保護者利用料を市町村が減免した場合の助成事業、授業料支援のための高等学校等就学支援金制度、授業料以外の教育費の支援のための高校生等奨学給付金制度及び高知県高等学校等奨学金制度などにより厳しい家庭への教育費負担等の軽減を図ります。

●放課後等における学習支援など、児童生徒の学習機会の充実に向けた取組を支援します。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率	68.9%	100%	幼保支援課
朝食を毎日食べる児童生徒の割合 小学生 中学生 高校生	（R1年度実績） 小5　男子80.4%　女子81.2% 中2　男子79.6%　女子73.1% 高2　男子75.6%　女子79.4%	小5・中2男女　全国平均以上 高2男女　85%以上	保健体育課
PTA・教育行政研修会後の取組実施率	96.00%	100%	生涯学習課

エ　子どもの健全育成

①　現状及び課題

ア）子どもの健全育成

○ 核家族化の進行等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、利用者のニーズも多様化しています。全ての児童が放課後等を安全･安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の充実を図る「新・放課後子ども総合プラン」や、児童館・青少年教育施設等を活用した事業の実施、また、少年非行防止対策の推進などにより、地域が一体となって子どもの健全育成を図っていく必要があります。

（児童館・青少年教育施設等）

児童館・児童センター：28 施設　　青少年教育施設：８施設

イ）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○ スマートフォン等の新たな情報機器が普及する中で、子どもたちにとっても、インターネットがより身近に利用できるものとなっています。

○ 子どもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、インターネット上に氾濫する有害情報等への対応や、高知県青少年保護育成条例、青少年インターネット環境整備法なども踏まえ、子どもを取り巻く有害環境対策を進めることが必要です。

＜出会い系サイト規制法違反等の福祉犯罪＞

年	H28	H29	H30	H31/R1
検挙件数・人	59 件・44 人	47 件･40 人	66 件･37 人	38 件・28 人

資料：少年女性安全対策課

ウ）食育の推進

○ 食育とは、食に関する知識や食を選ぶ力を身につけて、健全な食生活を実践できる人間を育てることです。不規則な生活習慣などを原因とする生活リズムや食生活の乱れは、子どもの成長に大きな影響を与えます。規則正しく、バランスのとれた食事を習慣化することで、人は健康で豊かな人間性を育み、日々の生活に活力を与えるものです。

○ 本県の朝食を必ず食べる児童生徒の割合は学年が上がるほどその割合が低くなっています。子どもの生活習慣は保護者からの影響が大きいため、将来、親ともなる子どもに対する食育を、保護者とも連携しながら取り組むことが必要です。

＜朝食を毎日食べる児童生徒の割合＞

	H29		H30		R1	
	男	女	男	女	男	女
小５	82.5%	82.2%	83.0%	84.1%	80.4%	81.2%
中２	79.1%	74.6%	78.0%	72.8%	79.6%	73.1%

資料:全国体力・運動能力、運動習慣等調査

エ）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

○ 人間関係の希薄化、ＩＴ化の進展による性情報の氾濫等、思春期の子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、性に関する意識や価値観は多様化し、性行動の活発化・低年齢化がみられています。このような状況の中で、子どもの心身の健康の確保及び増進を図るためには、子どもたち自らが健康管理ができる力を培う対策の充実が必要です。加えて、子どもたちは心身ともに発達段階であり、喫煙や薬物乱用等の防止に向けた取組の強化が必要です。

○ 本県の 10 代の人工妊娠中絶実施率は、平成 22 年度から減少傾向にありますが、H25 年度は 8.1％と、依然として全国平均より高い状態で推移しており、性感染症の罹患は 10 代でもみられており、啓発などの取組が必要です。

○ また、思春期の性に関する相談に対応する「高知県思春期相談センター（PRINK)」に寄せられる相談は増加しています。

＜10 代の人工妊娠中絶の状況＞

10 代の人工妊娠中絶実施率　※15 歳以上 20 歳未満の女子総人口千人対

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高知県	9.2	8.1	6.9	7.6	6.8	5.4	5.4
全国	7.0	6.6	6.1	5.5	5.0	4.8	4.7

資料:厚生労働省「衛生行政報告例」

②　取組の方向、具体的な取組

ア）子どもの健全育成

■児童館・児童センター、青少年教育施設等の事業の充実

【児童家庭課、生涯学習課】

●親子及び世代間の交流や、文化活動、自然やスポーツなどの体験活動により自立した青少年の育成に向けた多様な体験活動の機会を提供します。

■**放課後等の子どもの居場所づくりと学びの場の充実**［再掲］

【生涯学習課】

■**少年非行防止対策の推進**　［再掲］【児童家庭課】

■**子どもの自殺予防**　【障害保健支援課、人権教育課、少年女性安全対策課】

子どもの命が自殺により失われることがないよう、各学校においては「ＳＯＳの出し方教育」を進めていきます。また、学校におけるスクールカウンセラー等の相談体制やスクールソーシャルワーカーによる支援活動の充実を図るとともに、各学校や心の教育センター、少年サポートセンター等において、子どもや保護者等の相談に応じる体制を整え、問題の早期発見、早期対応に努めるとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめ等の問題を早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制づくりを進めます。

さらに、自殺予防情報センターでは、関係機関等からの相談に応じ、適切な対応ができるよう助言を行うなど支援の充実を図ります。

イ）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

■**福祉犯罪の取締りの徹底、有害環境の浄化活動及び現状等の情報発信**

【少年女性安全対策課】

●少年の福祉を害する福祉犯罪の検挙に向けた取組を推進します。また、児童、生徒やその保護者等に対し、インターネット利用等にかかる犯罪被害防止、有害環境の現状等についても積極的に情報を発信します。

●携帯電話事業者等に対して青少年のフィルタリング促進について要請するとともに、関係機関、団体等と連携した子どもを取り巻く有害環境浄化活動を推進します。

■**携帯電話やネットの利便性、危険性等についての啓発活動**　【人権教育課】

●児童生徒や保護者に対する、携帯電話の利便性、危険性、フィルタリング促進等についての啓発活動を行います。また、児童生徒に情報モラルを身に付けさせ、ネットトラブルから守るための教育を推進します。

■**高知県青少年保護育成条例に基づく取組の推進**　【児童家庭課】

●様々な機会を通じて条例内容の普及啓発を行うとともに、社会環境の変化に対応した規制等を検討するなど、青少年を有害な環境から保護し、健全な育成を図ります。

ウ）食育の推進

■**家庭や学校、地域における食育の推進**

【健康長寿政策課、農産物マーケティング戦略課、保健体育課】

●市町村食育推進計画の策定を支援することで市町村における食育を支援します。

●家庭における望ましい食習慣の確立に向けた取組を進めます。また、学校、保育所等における食育を推進するとともに、食生活改善推進員による児童生徒への食育講座などにより地域における食育を推進します。

●生産者等による小学校等での出前授業の実施や食農教育等の体験学習を推進し、地場産物を学校給食へ取り入れるなど、本県の農林水産業と食文化に根ざした食育を推進します。

●県民を主体とした県民運動の展開を図るため、毎月 19 日の「食育の日」の周知や食育イベントを実施するなどの啓発活動を推進し、食育推進の気運を醸成します。

●食に関する指導の全体計画（年間指導計画を含む）に沿った食育を推進し、食習慣を初めとする望ましい生活習慣を身につけた児童生徒の育成を図ります。

エ）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

■性や性感染症予防に対する正しい知識の普及啓発

【健康対策課、保健体育課】

●カウンセリングや学校の相談体制の強化、スクールカウンセラーの配置の促進などで学校における健康教育や相談体制を充実します。

●市町村や学校、教育委員会との連携を強化し、高等学校等での性の講話への専門講師の派遣や思春期ハンドブックを活用した啓発の促進などにより思春期保健の充実を図ります。

●思春期相談センターの電話相談・面接相談や、思春期から更年期までの女性を対象とした女性の専門相談などにより相談事業を充実します。また、思春期相談センターの活動や人工妊娠中絶・性感染症の現状についての情報提供等により、啓発活動を充実します。

●学校における「性に関する指導の手引（R2 年度改訂予定）」を活用した性教育の充実を図ります。

■喫煙や薬物等に関する普及啓発 【保健体育課】

●関係機関と連携し、薬物乱用防止教室や喫煙・飲酒予防教育などを推進することにより、学校における健康教育を充実します。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
食に関する指導の年間指導計画を作成している学校の割合	（H30年度実績） 90.9%	※未定	保健体育課
朝食を毎日食べる児童生徒の割合 小学生 中学生 高校生	（R1年度実績） 小5　男子80.4%　女子81.2% 中2　男子79.6%　女子73.1% 高2　男子75.6%　女子79.4%	小5・中2男女　全国平均以上 高2男女　85%以上	［再掲］ 保健体育課
十代の人工妊娠中絶実施率 （女子総人口千対）	（H29年度） 5.4 （全国4.8）	※未定	健康対策課 （調査出典：衛生行政報告例）
十代の性感染症患者報告数 （1定点あたり報告数）	（H30年） 定点1カ所あたりの数 0.7（性器ｸﾗﾐｼﾞｱ） 0（淋菌感染症） 0（尖圭ｺﾝｼﾞﾛｰﾏ） 0（性器ﾍﾙﾍﾟｽ）	※未定	健康対策課 （調査出典：感染症発生動向調査）

オ　地域の教育力の向上

①　現状及び課題

○ 地域のつながりの希薄化が進み、子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。また、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでの対応には限界があるなか、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みづくりが必要です。

○ 「地域学校協働本部」（すべての市町村で実施）や「放課後子ども教室」（令和元年度 33 市町村で実施）など、学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりが進められてきました。これらの取組は、将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけることにつながっています。

○ 今後も、学校と地域との連携・協働による教育活動の充実を図ることが必要です。

② 取組の方向、具体的な取組

■地域ぐるみで子どもの育ちを支援する取組の推進 【生涯学習課】

●学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みである地域学校協働本部の取組を推進します。

地域学校協働本部の取組を、さらに充実・深化させ、厳しい状況におかれている子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」へと発展させていきます。

■放課後等の子どもの居場所づくりと学びの場の充実［再掲］

【生涯学習課】

■身近な地域で子どもがスポーツを続けられる環境の充実 【スポーツ課】

●地域の多分野の関係者が連携して、地域の課題やニーズに対応する地域スポーツハブの育成を通じて、子どものスポーツの空白を埋める取組やスポーツに親しむ機会を提供する取組を推進します。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	備考	担当課
地域学校協働本部が設置された学校数	小学校:168校 中学校: 98校 義務教育学校:2校	県内全ての小・中学校に設置	※第3期高知県教育振興基本計画(案)におけるR4年度までの目標の維持	生涯学習課
地域スポーツハブ設置数	6市町	11市町		スポーツ課

３．地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会

（１）子ども等の安全の確保

ア　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①　現状及び課題

○ 県民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの実践を習慣づけ、子どもたちの交通安全を確保し、子どもを交通事故から守ることは非常に重要です。

○ 地域の実情に応じた交通安全教室の推進など、効果的な事故防止対策を行う必要があります。

○ また、子どもの安全を確保するためのチャイルドシートの使用やシートベルトの着用、子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用など、適切な使用の徹底を図る必要があります。

○ さらには、子育て家庭の実態に応じた子育て支援として、幼児２人同乗用自転車の普及なども求められています。

（令和元年の子どもの交通事故発生状況）

区分		件数	うち自転車乗用中の事故		死者数	傷者数
			件数	比率		
中学生以下		78	52	66.7%	0	78
内訳	未就学児	2	0	0.0%	0	2
	小学生	37	17	45.9%	0	40
	中学生	39	35	89.7%	0	36
高校生		62	47	75.8%	0	55

資料:交通企画課

②　取組の方向、具体的な取組

■児童等に対する交通安全教育の推進

【県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、交通企画課】

●交通安全こどもセンターの活用や、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得、高知県安全教育プログラムに基づく交通安全教育の実施、交通安全教室や自転車安全運転の講習会などにより、幼児、児童生徒などへの段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

●交通安全母の会等による地域における子どもの交通安全教育などにより、交通安全に関する民間団体の主体的活動を推進します。

■チャイルドシート・シートベルト・ヘルメット等の適切な利用の徹底

【県民生活・男女共同参画課、私学・大学支援課、交通企画課】

●様々な機会や広報媒体を通じて適切なチャイルドシートの使用やシートベルトの着用に向けた広報啓発を行います。また、生徒、児童、幼児向け自転車用ヘルメットの着用や、反射材の取り付けを促進します。

●交通マナー遵守の広報や普及啓発を行い、自転車の安全利用の推進を図ります。

●幼児２人同乗用自転車の安全利用を促進します。

③　【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	備考	担当課
交通安全教室の実施率（教育機関）	（H30年度実施状況） 89.6%	※未定	学校安全対策課にて令和元年中の実績を集計中のため、現時点で令和6年度末の成果目標の設定は困難。実績が把握でき次第、それを踏まえた成果目標を回答する予定。	交通企画課

イ　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

①　現状及び課題

○ 子育て家庭にとって、子どもを犯罪の被害から守る社会環境づくりは大切です。

○ 子どもたちが犯罪の被害に遭わずに安全で安心して生活できるよう、犯罪情報等の発信や、被害防止教室、通学路等における子どもの見守り活動、自主防犯組織と連携した取組、スクールサポーターやスクールガード・リーダーの配置など、関係機関が連携した地域ぐるみの子どもの安全を確保する取組が必要です。

（子ども等が不審な声かけ等をされた件数）

年	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	236	219	253	363	362	322

資料：少年女性安全対策課

② 取組の方向、具体的な取組

■住民の自主防犯活動等を促進するための犯罪や地域安全情報等の提供や共有【県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課】

●広報紙やホームページ、啓発活動、「あんしんＦメール」などを通して、地域住民に身近な犯罪情報や地域安全情報を提供・共有します。

●子どもが犯罪等に巻き込まれる危険を予見する能力や危険回避能力を向上するための実践的な防犯教室を開催します。

●各学校において、高知県安全教育プログラムに基づく安全教育に取り組むとともに、危険発生時の対処要領の策定による的確な対応や、教職員を対象とした学校安全教室推進講習会の開催などにより、学校等における安全管理の徹底や、教職員への講習を行います。

■関係機関・団体と連携した安全対策の推進

【県民生活・男女共同参画課、学校安全対策課、生活安全企画課】

●学校関係者や自主防犯組織、地域住民等と連携したパトロール等の見守り活動、通学路・公園等の安全点検の実施を推進するとともに、スクールガード・リーダーや学校安全ボランティア（スクールガード）の整備を推進します。

●警察、教育委員会、学校、少年サポートセンター、少年補導センター、自主防犯組織等とのネットワークを構築します。また、警察署に配置しているスクールサポーターと学校関係者との連携強化を図ります。

●子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対してパトロール用品等の物品支援を行います。

③ 【数値目標】

指標	プラン策定時現状 （令和元年度）	令和6年度 数値目標	担当課
学校安全ボランティア（スクールガード）による見守りの実施率（小学校）	※令和元年度末に調査予定	100%	学校安全対策課
あんしんFメール登録申請件数	（R1.11月末現在） 16,093件	20,000件	少年女性安全対策課

ウ　犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進

①　現状及び課題

○ 子どもを犯罪等の被害から守るためには、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進が重要です。

○ 道路、公園、駐車場及び駐輪場などの公共の空間においては、ひったくりや乗り物盗などの街頭犯罪が多く発生していることから、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及を進めることが必要です。

○ また、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育の推進や地域の防犯活動をはじめ、防犯ボランティア等の活動を推進するなど、地域住民一人ひとりの関心を高めることにより地域全体で犯罪防止の意識を醸成していくことが必要です。

②　取組の方向、具体的な取組

■住民の自主防犯活動等を促進するための犯罪や地域安全情報等の提供や共有［再掲］【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

●広報紙やホームページ、啓発活動、「あんしんＦメール」などを通して、地域住民に身近な犯罪情報や地域安全情報を提供・共有します。

■地域の防犯活動に対する支援

【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

●地域住民、タウンポリス等と連携したパトロールの実施や、青色回転灯装備車両パトロール実施者講習の開催、生活環境整備活動用資材の提供などにより自主防犯活動の支援を推進します。

●防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要となる物品の支援、犯罪発生情報等の提供を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。

■犯罪の防止に配慮した安全・安心な環境の整備

【県民生活・男女共同参画課、道路課、都市計画課、公園下水道課、生活安全企画課】

●「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」等を周知します。

●県が管理する道路や公園において、照明灯などを設置することにより明るさを確保するとともに、草刈り、除草、剪定、トイレの出入口を２つ以上にするなどにより見通しを確保します。

●学校等の設置管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者など関係者と連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう働きかけます。

別表1　保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和2年度

（単位：人）

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定（保育）	3号認定（保育）		合計
					1・2歳児	0歳児	
高知市	量の見込み　①		1,112	6,344	3,675	1,139	12,270
	確保の内容	教育・保育施設	1,424	6,753	3,542	970	12,689
		地域型保育事業		19	159	84	262
		私学助成受給幼稚園等	280				280
		認可外保育施設			18	4	22
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	1,704	6,772	3,719	1,058	13,253
	差引　②－①		592	428	44	▲ 81	983
室戸市	量の見込み　①		0	155	88	34	277
	確保の内容	教育・保育施設	0	184	110	34	328
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	0	184	110	34	328
	差引　②－①		0	29	22	0	51
安芸市	量の見込み　①		10	238	148	47	443
	確保の内容	教育・保育施設	25	279	146	45	495
		地域型保育事業			6	4	10
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	25	279	152	49	505
	差引　②－①		15	41	4	2	62
南国市	量の見込み　①		202	910	626	146	1,884
	確保の内容	教育・保育施設	236	1,021	607	128	1,992
		地域型保育事業			19	18	37
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	236	1,021	626	146	2,029
	差引　②－①		34	111	0	0	145
土佐市	量の見込み　①		35	483	311	86	915
	確保の内容	教育・保育施設	45	638	398	114	1,195
		地域型保育事業			2	2	4
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	45	638	400	116	1,199
	差引　②－①		10	155	89	30	284
須崎市	量の見込み　①		30	342	194	26	592
	確保の内容	教育・保育施設	30	395	188	52	665
		地域型保育事業			6	3	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	30	395	194	55	674
	差引　②－①		0	53	0	29	82
宿毛市	量の見込み　①		19	386	235	41	681
	確保の内容	教育・保育施設	30	532	261	52	875
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	30	532	261	52	875
	差引　②－①		11	146	26	11	194
土佐清水市	量の見込み　①		10	150	90	22	272
	確保の内容	教育・保育施設	15	263	126	28	432
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	15	263	126	28	432
	差引　②－①		5	113	36	6	160
四万十市	量の見込み　①		70	627	412	51	1,160
	確保の内容	教育・保育施設	135	894	424	50	1,503
		地域型保育事業			5	4	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		13	20	17	50
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計　②	135	907	449	71	1,562
	差引　②－①		65	280	37	20	402

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定（保育）	3号認定（保育）		合計
					1・2歳児	0歳児	
香南市	量の見込み ①		294	504	330	59	1,187
	確保の内容	教育・保育施設	607	623	346	48	1,624
		地域型保育事業			60	30	90
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	607	623	406	78	1,714
	差引 ②－①		313	119	76	19	527
香美市	量の見込み ①		111	376	248	73	808
	確保の内容	教育・保育施設	150	453	245	66	914
		地域型保育事業			6	8	14
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	453	251	74	928
	差引 ②－①		39	77	3	1	120
東洋町	量の見込み ①		0	9	15	1	25
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	19	5	74
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	19	5	74
	差引 ②－①		0	41	4	4	49
奈半利町	量の見込み ①		9	36	23	9	77
	確保の内容	教育・保育施設	15	60	46	9	130
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	60	46	9	130
	差引 ②－①		6	24	23	0	53
田野町	量の見込み ①		48	0	24	9	81
	確保の内容	教育・保育施設	110	6	33	9	158
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	110	6	33	9	158
	差引 ②－①		62	6	9	0	77
安田町	量の見込み ①		2	35	35	10	82
	確保の内容	教育・保育施設	20	70	40	10	140
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	70	40	10	140
	差引 ②－①		18	35	5	0	58
北川村	量の見込み ①		0	16	8	0	24
	確保の内容	教育・保育施設	0	30	24	6	60
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	30	24	6	60
	差引 ②－①		0	14	16	6	36
馬路村	量の見込み ①		0	17	8	3	28
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	20	5	75
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	20	5	75
	差引 ②－①		0	33	12	2	47
芸西村	量の見込み ①		57	27	40	13	137
	確保の内容	教育・保育施設	60	30	50	15	155
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	60	30	50	15	155
	差引 ②－①		3	3	10	2	18

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定（保育）	3号認定（保育）		合計
					1・2歳児	0歳児	
本山町	量の見込み ①		0	56	32	8	96
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	32	8	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	32	8	100
	差引 ②－①		0	4	0	0	4
大豊町	量の見込み ①		0	32	19	6	57
	確保の内容	教育・保育施設	0	58	42	0	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	58	42	0	100
	差引 ②－①		0	26	23	▲ 6	43
土佐町	量の見込み ①		0	77	37	7	121
	確保の内容	教育・保育施設	0	84	42	9	135
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	84	42	9	135
	差引 ②－①		0	7	5	2	14
大川村	量の見込み ①		0	7	8	7	22
	確保の内容	教育・保育施設	0		0	0	0
		地域型保育事業		7	8	4	19
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	7	8	4	19
	差引 ②－①		0	0	0	▲ 3	▲ 3
いの町	量の見込み ①		71	326	190	42	629
	確保の内容	教育・保育施設	154	400	227	59	840
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		19	6		25
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	154	419	233	59	865
	差引 ②－①		83	93	43	17	236
仁淀川町	量の見込み ①		0	58	41	15	114
	確保の内容	教育・保育施設	0	77	41	15	133
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	77	41	15	133
	差引 ②－①		0	19	0	0	19
中土佐町	量の見込み ①		0	110	55	9	174
	確保の内容	教育・保育施設	0	143	58	9	210
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	143	58	9	210
	差引 ②－①		0	33	3	0	36
佐川町	量の見込み ①		6	236	124	40	406
	確保の内容	教育・保育施設	6	301	131	41	479
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	6	301	131	41	479
	差引 ②－①		0	65	7	1	73
越知町	量の見込み ①		18	55	45	15	133
	確保の内容	教育・保育施設	49	75	45	15	184
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	49	75	45	15	184
	差引 ②－①		31	20	0	0	51

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定（保育）	3号認定（保育）		合計
					1・2歳児	0歳児	
梼原町	量の見込み ①		3	59	42	20	124
	確保の内容	教育・保育施設	15	65	45	25	150
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	65	45	25	150
	差引 ②－①		12	6	3	5	26
日高村	量の見込み ①		1	86	46	6	139
	確保の内容	教育・保育施設	1	91	51	13	156
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1	91	51	13	156
	差引 ②－①		0	5	5	7	17
津野町	量の見込み ①		20	68	53	17	158
	確保の内容	教育・保育施設	20	150	85	25	280
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	150	85	25	280
	差引 ②－①		0	82	32	8	122
四万十町	量の見込み ①		4	284	162	20	470
	確保の内容	教育・保育施設	16	362	213	39	630
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	16	362	213	39	630
	差引 ②－①		12	78	51	19	160
大月町	量の見込み ①		0	45	18	11	74
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	33	12	105
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	33	12	105
	差引 ②－①		0	15	15	1	31
三原村	量の見込み ①		0	20	13	7	40
	確保の内容	教育・保育施設	0	22	16	7	45
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	22	16	7	45
	差引 ②－①		0	2	3	0	5
黒潮町	量の見込み ①		0	170	105	25	300
	確保の内容	教育・保育施設	0	190	105	25	320
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	190	105	25	320
	差引 ②－①		0	20	0	0	20
合 計	量の見込み ①		2,132	12,344	7,500	2,024	24,000
	確保の内容	教育・保育施設	3,163	14,469	7,791	1,948	27,371
		地域型保育事業	0	26	271	157	454
		私学助成受給幼稚園等	280	0	0	0	280
		認可外保育施設	0	32	44	21	97
		企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		幼稚園（預かり保育）	0	0	0	0	0
		計 ②	3,443	14,527	8,106	2,126	28,202
	差引 ②－①		1,311	2,183	606	102	4,202

令和3年度

（単位：人）

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
高知市	量の見込み ①		1,093	6,219	3,606	1,116	12,034
	確保の内容	教育・保育施設	1,378	6,832	3,563	981	12,754
		地域型保育事業		19	172	90	281
		私学助成受給幼稚園等	280				280
		認可外保育施設			18	4	22
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1,658	6,851	3,753	1,075	13,337
	差引 ②－①		565	632	147	▲ 41	1,303
室戸市	量の見込み ①		0	143	85	34	262
	確保の内容	教育・保育施設	0	184	110	34	328
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	184	110	34	328
	差引 ②－①		0	41	25	0	66
安芸市	量の見込み ①		9	234	139	46	428
	確保の内容	教育・保育施設	25	279	146	45	495
		地域型保育事業			6	4	10
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	25	279	152	49	505
	差引 ②－①		16	45	13	3	77
南国市	量の見込み ①		201	906	608	146	1,861
	確保の内容	教育・保育施設	236	1,021	607	128	1,992
		地域型保育事業			19	18	37
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	236	1,021	626	146	2,029
	差引 ②－①		35	115	18	0	168
土佐市	量の見込み ①		36	499	285	85	905
	確保の内容	教育・保育施設	47	638	398	114	1,197
		地域型保育事業			2	2	4
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	47	638	400	116	1,201
	差引 ②－①		11	139	115	31	296
須崎市	量の見込み ①		28	329	194	25	576
	確保の内容	教育・保育施設	28	395	188	52	663
		地域型保育事業			6	3	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	28	395	194	55	672
	差引 ②－①		0	66	0	30	96
宿毛市	量の見込み ①		19	380	234	40	673
	確保の内容	教育・保育施設	30	532	261	52	875
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	30	532	261	52	875
	差引 ②－①		11	152	27	12	202
土佐清水市	量の見込み ①		10	152	82	21	265
	確保の内容	教育・保育施設	15	263	126	28	432
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	263	126	28	432
	差引 ②－①		5	111	44	7	167
四万十市	量の見込み ①		70	626	412	50	1,158
	確保の内容	教育・保育施設	150	920	406	67	1,543
		地域型保育事業			5	4	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		13	20	17	50
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	933	431	88	1,602
	差引 ②－①		80	307	19	38	444

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
香南市	量の見込み ①		265	454	349	58	1,126
	確保の内容	教育・保育施設	607	623	346	48	1,624
		地域型保育事業			60	30	90
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	607	623	406	78	1,714
	差引 ②－①		342	169	57	20	588
香美市	量の見込み ①		109	375	249	68	801
	確保の内容	教育・保育施設	150	453	245	66	914
		地域型保育事業			6	8	14
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	453	251	74	928
	差引 ②－①		41	78	2	6	127
東洋町	量の見込み ①		0	22	6	1	29
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	19	5	74
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	19	5	74
	差引 ②－①		0	28	13	4	45
奈半利町	量の見込み ①		7	29	25	9	70
	確保の内容	教育・保育施設	15	60	46	9	130
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	60	46	9	130
	差引 ②－①		8	31	21	0	60
田野町	量の見込み ①		49	0	24	9	82
	確保の内容	教育・保育施設	110	6	33	9	158
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	110	6	33	9	158
	差引 ②－①		61	6	9	0	76
安田町	量の見込み ①		2	41	32	10	85
	確保の内容	教育・保育施設	20	70	40	10	140
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	70	40	10	140
	差引 ②－①		18	29	8	0	55
北川村	量の見込み ①		0	17	6	0	23
	確保の内容	教育・保育施設	0	30	24	6	60
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	30	24	6	60
	差引 ②－①		0	13	18	6	37
馬路村	量の見込み ①		0	12	6	0	18
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	20	5	75
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	20	5	75
	差引 ②－①		0	38	14	5	57
芸西村	量の見込み ①		59	24	41	14	138
	確保の内容	教育・保育施設	60	30	50	15	155
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	60	30	50	15	155
	差引 ②－①		1	6	9	1	17

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
本山町	量の見込み ①		0	58	32	8	98
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	32	8	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	32	8	100
	差引 ②－①		0	2	0	0	2
大豊町	量の見込み ①		0	34	19	6	59
	確保の内容	教育・保育施設	0	58	42	0	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	58	42	0	100
	差引 ②－①		0	24	23	▲ 6	41
土佐町	量の見込み ①		0	74	37	7	118
	確保の内容	教育・保育施設	0	84	42	9	135
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	84	42	9	135
	差引 ②－①		0	10	5	2	17
大川村	量の見込み ①		0	6	9	4	19
	確保の内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0
		地域型保育事業		6	9	4	19
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	6	9	4	19
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
いの町	量の見込み ①		73	319	184	41	617
	確保の内容	教育・保育施設	154	400	227	59	840
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		19	6		25
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	154	419	233	59	865
	差引 ②－①		81	100	49	18	248
仁淀川町	量の見込み ①		0	61	42	14	117
	確保の内容	教育・保育施設	0	77	42	14	133
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	77	42	14	133
	差引 ②－①		0	16	0	0	16
中土佐町	量の見込み ①		0	102	50	9	161
	確保の内容	教育・保育施設	0	143	58	9	210
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	143	58	9	210
	差引 ②－①		0	41	8	0	49
佐川町	量の見込み ①		5	218	118	39	380
	確保の内容	教育・保育施設	5	303	129	41	478
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	5	303	129	41	478
	差引 ②－①		0	85	11	2	98
越知町	量の見込み ①		21	63	40	15	139
	確保の内容	教育・保育施設	50	75	45	15	185
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	50	75	45	15	185
	差引 ②－①		29	12	5	0	46

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
梼原町	量の見込み ①		3	57	42	15	117
	確保の内容	教育・保育施設	15	65	45	25	150
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	65	45	25	150
	差引 ②－①		12	8	3	10	33
日高村	量の見込み ①		1	86	46	6	139
	確保の内容	教育・保育施設	1	91	51	13	156
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1	91	51	13	156
	差引 ②－①		0	5	5	7	17
津野町	量の見込み ①		18	63	55	17	153
	確保の内容	教育・保育施設	20	150	85	25	280
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	150	85	25	280
	差引 ②－①		2	87	30	8	127
四万十町	量の見込み ①		4	301	153	19	477
	確保の内容	教育・保育施設	16	362	213	39	630
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	16	362	213	39	630
	差引 ②－①		12	61	60	20	153
大月町	量の見込み ①		0	38	19	11	68
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	33	12	105
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	33	12	105
	差引 ②－①		0	22	14	1	37
三原村	量の見込み ①		0	15	13	7	35
	確保の内容	教育・保育施設	0	16	16	8	40
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	16	16	8	40
	差引 ②－①		0	1	3	1	5
黒潮町	量の見込み ①		0	165	105	20	290
	確保の内容	教育・保育施設	0	190	105	25	320
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	190	105	25	320
	差引 ②－①		0	25	0	5	30
合 計	量の見込み ①		2,082	12,122	7,347	1,970	23,521
	確保の内容	教育・保育施設	3,132	14,570	7,793	1,976	27,471
		地域型保育事業	0	25	285	163	473
		私学助成受給幼稚園等	280	0	0	0	280
		認可外保育施設	0	32	44	21	97
		企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		幼稚園（預かり保育）	0	0	0	0	0
		計 ②	3,412	14,627	8,122	2,160	28,321
	差引 ②－①		1,330	2,505	775	190	4,800

令和4年度

（単位：人）

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
高知市	量の見込み ①		1,055	5,998	3,622	1,089	11,764
	確保の内容	教育・保育施設	1,352	6,968	3,599	993	12,912
		地域型保育事業		19	185	96	300
		私学助成受給幼稚園等	280				280
		認可外保育施設			18	4	22
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1,632	6,987	3,802	1,093	13,514
	差引 ②－①		577	989	180	4	1,750
室戸市	量の見込み ①		0	144	82	34	260
	確保の内容	教育・保育施設	0	184	110	34	328
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	184	110	34	328
	差引 ②－①		0	40	28	0	68
安芸市	量の見込み ①		9	224	134	45	412
	確保の内容	教育・保育施設	25	279	146	45	495
		地域型保育事業			6	4	10
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	25	279	152	49	505
	差引 ②－①		16	55	18	4	93
南国市	量の見込み ①		197	887	598	164	1,846
	確保の内容	教育・保育施設	236	1,021	607	146	2,010
		地域型保育事業			19	18	37
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	236	1,021	626	164	2,047
	差引 ②－①		39	134	28	0	201
土佐市	量の見込み ①		33	459	278	84	854
	確保の内容	教育・保育施設	47	638	398	114	1,197
		地域型保育事業			2	2	4
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	47	638	400	116	1,201
	差引 ②－①		14	179	122	32	347
須崎市	量の見込み ①		28	316	194	24	562
	確保の内容	教育・保育施設	28	395	188	52	663
		地域型保育事業			6	3	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	28	395	194	55	672
	差引 ②－①		0	79	0	31	110
宿毛市	量の見込み ①		19	353	223	38	633
	確保の内容	教育・保育施設	30	461	247	58	796
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	30	461	247	58	796
	差引 ②－①		11	108	24	20	163
土佐清水市	量の見込み ①		9	137	80	20	246
	確保の内容	教育・保育施設	15	263	126	28	432
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	263	126	28	432
	差引 ②－①		6	126	46	8	186
四万十市	量の見込み ①		68	608	403	49	1,128
	確保の内容	教育・保育施設	150	920	406	67	1,543
		地域型保育事業			5	4	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		13	20	17	50
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	933	431	88	1,602
	差引 ②－①		82	325	28	39	474

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
香南市	量の見込み ①		273	468	331	57	1,129
	確保の内容	教育・保育施設	607	623	346	48	1,624
		地域型保育事業			60	30	90
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	607	623	406	78	1,714
	差引 ②－①		334	155	75	21	585
香美市	量の見込み ①		107	375	251	63	796
	確保の内容	教育・保育施設	150	453	265	56	924
		地域型保育事業			6	8	14
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	453	271	64	938
	差引 ②－①		43	78	20	1	142
東洋町	量の見込み ①		0	23	7	1	31
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	19	5	74
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	19	5	74
	差引 ②－①		0	27	12	4	43
奈半利町	量の見込み ①		8	31	26	9	74
	確保の内容	教育・保育施設	15	60	46	9	130
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	60	46	9	130
	差引 ②－①		7	29	20	0	56
田野町	量の見込み ①		3	42	30	12	87
	確保の内容	教育・保育施設	5	70	45	15	135
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	5	70	45	15	135
	差引 ②－①		2	28	15	3	48
安田町	量の見込み ①		2	41	33	10	86
	確保の内容	教育・保育施設	20	70	40	10	140
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	70	40	10	140
	差引 ②－①		18	29	7	0	54
北川村	量の見込み ①		0	15	5	0	20
	確保の内容	教育・保育施設	0	30	24	6	60
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	30	24	6	60
	差引 ②－①		0	15	19	6	40
馬路村	量の見込み ①		0	12	3	0	15
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	20	5	75
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	20	5	75
	差引 ②－①		0	38	17	5	60
芸西村	量の見込み ①		53	22	43	13	131
	確保の内容	教育・保育施設	60	30	50	15	155
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	60	30	50	15	155
	差引 ②－①		7	8	7	2	24

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
本山町	量の見込み ①		0	59	32	8	99
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	32	8	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	32	8	100
	差引 ②－①		0	1	0	0	1
大豊町	量の見込み ①		0	25	22	6	53
	確保の内容	教育・保育施設	0	55	39	6	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	55	39	6	100
	差引 ②－①		0	30	17	0	47
土佐町	量の見込み ①		0	62	42	7	111
	確保の内容	教育・保育施設	0	84	42	9	135
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	84	42	9	135
	差引 ②－①		0	22	0	2	24
大川村	量の見込み ①		0	8	7	4	19
	確保の内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0
		地域型保育事業		8	7	4	19
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	8	7	4	19
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
いの町	量の見込み ①		70	311	179	40	600
	確保の内容	教育・保育施設	154	400	227	59	840
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		19	6		25
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	154	419	233	59	865
	差引 ②－①		84	108	54	19	265
仁淀川町	量の見込み ①		0	67	30	13	110
	確保の内容	教育・保育施設	0	77	30	13	120
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	77	30	13	120
	差引 ②－①		0	10	0	0	10
中土佐町	量の見込み ①		0	114	50	9	173
	確保の内容	教育・保育施設	0	143	58	9	210
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	143	58	9	210
	差引 ②－①		0	29	8	0	37
佐川町	量の見込み ①		5	218	117	38	378
	確保の内容	教育・保育施設	5	303	129	41	478
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	5	303	129	41	478
	差引 ②－①		0	85	12	3	100
越知町	量の見込み ①		19	59	41	15	134
	確保の内容	教育・保育施設	50	75	45	15	185
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	50	75	45	15	185
	差引 ②－①		31	16	4	0	51

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
梼原町	量の見込み ①		3	57	35	15	110
	確保の内容	教育・保育施設	15	65	45	25	150
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	65	45	25	150
	差引 ②－①		12	8	10	10	40
日高村	量の見込み ①		1	86	46	6	139
	確保の内容	教育・保育施設	1	91	51	13	156
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1	91	51	13	156
	差引 ②－①		0	5	5	7	17
津野町	量の見込み ①		20	67	55	17	159
	確保の内容	教育・保育施設	20	150	85	25	280
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	150	85	25	280
	差引 ②－①		0	83	30	8	121
四万十町	量の見込み ①		4	285	173	19	481
	確保の内容	教育・保育施設	16	362	213	39	630
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	16	362	213	39	630
	差引 ②－①		12	77	40	20	149
大月町	量の見込み ①		0	31	19	12	62
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	33	12	105
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	33	12	105
	差引 ②－①		0	29	14	0	43
三原村	量の見込み ①		0	14	14	7	35
	確保の内容	教育・保育施設	0	15	17	8	40
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	15	17	8	40
	差引 ②－①		0	1	3	1	5
黒潮町	量の見込み ①		0	165	100	25	290
	確保の内容	教育・保育施設	0	190	105	25	320
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	190	105	25	320
	差引 ②－①		0	25	5	0	30
合 計	量の見込み ①		1,986	11,783	7,305	1,953	23,027
	確保の内容	教育・保育施設	3,001	14,695	7,833	2,013	27,542
		地域型保育事業	0	27	296	169	492
		私学助成受給幼稚園等	280	0	0	0	280
		認可外保育施設	0	32	44	21	97
		企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		幼稚園（預かり保育）	0	0	0	0	0
		計 ②	3,281	14,754	8,173	2,203	28,411
	差引 ②－①		1,295	2,971	868	250	5,384

令和5年度

（単位：人）

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
高知市	量の見込み ①		1,040	5,915	3,541	1,061	11,557
	確保の内容	教育・保育施設	1,306	7,035	3,599	993	12,933
		地域型保育事業		19	198	102	319
		私学助成受給幼稚園等	280				280
		認可外保育施設			18	4	22
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1,586	7,054	3,815	1,099	13,554
	差引 ②－①		546	1,139	274	38	1,997
室戸市	量の見込み ①		0	136	79	34	249
	確保の内容	教育・保育施設	0	184	110	34	328
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	184	110	34	328
	差引 ②－①		0	48	31	0	79
安芸市	量の見込み ①		9	227	129	44	409
	確保の内容	教育・保育施設	25	279	146	45	495
		地域型保育事業			6	4	10
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	25	279	152	49	505
	差引 ②－①		16	52	23	5	96
南国市	量の見込み ①		197	890	587	164	1,838
	確保の内容	教育・保育施設	236	1,021	607	146	2,010
		地域型保育事業			19	18	37
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	236	1,021	626	164	2,047
	差引 ②－①		39	131	39	0	209
土佐市	量の見込み ①		33	464	271	84	852
	確保の内容	教育・保育施設	48	638	398	114	1,198
		地域型保育事業			2	2	4
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	48	638	400	116	1,202
	差引 ②－①		15	174	129	32	350
須崎市	量の見込み ①		27	312	186	22	547
	確保の内容	教育・保育施設	27	395	188	52	662
		地域型保育事業			6	3	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	27	395	194	55	671
	差引 ②－①		0	83	8	33	124
宿毛市	量の見込み ①		19	346	214	37	616
	確保の内容	教育・保育施設	30	429	259	58	776
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	30	429	259	58	776
	差引 ②－①		11	83	45	21	160
土佐清水市	量の見込み ①		9	129	76	19	233
	確保の内容	教育・保育施設	15	263	126	28	432
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	263	126	28	432
	差引 ②－①		6	134	50	9	199
四万十市	量の見込み ①		65	592	394	48	1,099
	確保の内容	教育・保育施設	150	920	406	67	1,543
		地域型保育事業			5	4	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		13	20	17	50
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	933	431	88	1,602
	差引 ②－①		85	341	37	40	503

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
香南市	量の見込み ①		270	464	326	56	1,116
	確保の内容	教育・保育施設	607	623	346	48	1,624
		地域型保育事業			60	30	90
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	607	623	406	78	1,714
	差引 ②－①		337	159	80	22	598
香美市	量の見込み ①		105	374	252	58	789
	確保の内容	教育・保育施設	150	453	265	56	924
		地域型保育事業			6	8	14
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	453	271	64	938
	差引 ②－①		45	79	19	6	149
東洋町	量の見込み ①		0	21	7	0	28
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	19	5	74
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	19	5	74
	差引 ②－①		0	29	12	5	46
奈半利町	量の見込み ①		7	30	24	9	70
	確保の内容	教育・保育施設	15	60	46	9	130
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	60	46	9	130
	差引 ②－①		8	30	22	0	60
田野町	量の見込み ①		3	42	29	12	86
	確保の内容	教育・保育施設	5	70	45	15	135
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	5	70	45	15	135
	差引 ②－①		2	28	16	3	49
安田町	量の見込み ①		2	44	32	10	88
	確保の内容	教育・保育施設	20	70	40	10	140
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	70	40	10	140
	差引 ②－①		18	26	8	0	52
北川村	量の見込み ①		0	13	3	0	16
	確保の内容	教育・保育施設	0	30	24	6	60
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	30	24	6	60
	差引 ②－①		0	17	21	6	44
馬路村	量の見込み ①		0	9	0	0	9
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	20	5	75
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	20	5	75
	差引 ②－①		0	41	20	5	66
芸西村	量の見込み ①		47	24	43	13	127
	確保の内容	教育・保育施設	60	30	50	15	155
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	60	30	50	15	155
	差引 ②－①		13	6	7	2	28

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
本山町	量の見込み ①		0	64	32	8	104
	確保の内容	教育・保育施設	0	64	32	8	104
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	64	32	8	104
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
大豊町	量の見込み ①		0	29	22	6	57
	確保の内容	教育・保育施設	0	55	39	6	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	55	39	6	100
	差引 ②－①		0	26	17	0	43
土佐町	量の見込み ①		0	63	43	7	113
	確保の内容	教育・保育施設	0	84	43	9	136
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	84	43	9	136
	差引 ②－①		0	21	0	2	23
大川村	量の見込み ①		0	13	4	4	21
	確保の内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0
		地域型保育事業		13	4	2	19
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	13	4	2	19
	差引 ②－①		0	0	0	▲ 2	▲ 2
いの町	量の見込み ①		68	304	174	39	585
	確保の内容	教育・保育施設	154	400	227	59	840
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		19	6		25
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	154	419	233	59	865
	差引 ②－①		86	115	59	20	280
仁淀川町	量の見込み ①		0	67	29	12	108
	確保の内容	教育・保育施設	0	77	29	12	118
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	77	29	12	118
	差引 ②－①		0	10	0	0	10
中土佐町	量の見込み ①		0	104	48	9	161
	確保の内容	教育・保育施設	0	143	58	9	210
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	143	58	9	210
	差引 ②－①		0	39	10	0	49
佐川町	量の見込み ①		5	228	113	37	383
	確保の内容	教育・保育施設	5	303	129	41	478
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	5	303	129	41	478
	差引 ②－①		0	75	16	4	95
越知町	量の見込み ①		20	61	39	15	135
	確保の内容	教育・保育施設	50	75	45	15	185
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	50	75	45	15	185
	差引 ②－①		30	14	6	0	50

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
梼原町	量の見込み ①		3	59	30	15	107
	確保の内容	教育・保育施設	15	65	45	25	150
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	65	45	25	150
	差引 ②－①		12	6	15	10	43
日高村	量の見込み ①		1	86	46	6	139
	確保の内容	教育・保育施設	1	91	51	13	156
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1	91	51	13	156
	差引 ②－①		0	5	5	7	17
津野町	量の見込み ①		20	68	55	17	160
	確保の内容	教育・保育施設	20	150	85	25	280
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	150	85	25	280
	差引 ②－①		0	82	30	8	120
四万十町	量の見込み ①		4	299	170	18	491
	確保の内容	教育・保育施設	16	362	213	39	630
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	16	362	213	39	630
	差引 ②－①		12	63	43	21	139
大月町	量の見込み ①		0	28	19	10	57
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	33	12	105
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	33	12	105
	差引 ②－①		0	32	14	2	48
三原村	量の見込み ①		0	16	12	7	35
	確保の内容	教育・保育施設	0	17	15	8	40
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	17	15	8	40
	差引 ②－①		0	1	3	1	5
黒潮町	量の見込み ①		0	170	90	25	285
	確保の内容	教育・保育施設	0	190	105	25	320
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	190	105	25	320
	差引 ②－①		0	20	15	0	35
合 計	量の見込み ①		1,954	11,691	7,119	1,906	22,670
	確保の内容	教育・保育施設	2,955	14,736	7,843	2,012	27,546
		地域型保育事業	0	32	306	173	511
		私学助成受給幼稚園等	280	0	0	0	280
		認可外保育施設	0	32	44	21	97
		企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		幼稚園（預かり保育）	0	0	0	0	0
		計 ②	3,235	14,800	8,193	2,206	28,434
	差引 ②－①		1,281	3,109	1,074	300	5,764

令和6年度

（単位：人）

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
高知市	量の見込み ①		1,020	5,799	3,452	1,031	11,302
	確保の内容	教育・保育施設	1,245	7,097	3,599	993	12,934
		地域型保育事業		19	198	102	319
		私学助成受給幼稚園等	280				280
		認可外保育施設			18	4	22
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1,525	7,116	3,815	1,099	13,555
	差引 ②－①		505	1,317	363	68	2,253
室戸市	量の見込み ①		0	128	77	34	239
	確保の内容	教育・保育施設	0	184	110	34	328
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	184	110	34	328
	差引 ②－①		0	56	33	0	89
安芸市	量の見込み ①		9	215	123	42	389
	確保の内容	教育・保育施設	25	279	146	45	495
		地域型保育事業			6	4	10
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	25	279	152	49	505
	差引 ②－①		16	64	29	7	116
南国市	量の見込み ①		192	868	574	164	1,798
	確保の内容	教育・保育施設	236	1,021	607	146	2,010
		地域型保育事業			19	18	37
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	236	1,021	626	164	2,047
	差引 ②－①		44	153	52	0	249
土佐市	量の見込み ①		31	434	264	83	812
	確保の内容	教育・保育施設	48	638	398	114	1,198
		地域型保育事業			2	2	4
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	48	638	400	116	1,202
	差引 ②－①		17	204	136	33	390
須崎市	量の見込み ①		27	312	177	22	538
	確保の内容	教育・保育施設	27	395	188	52	662
		地域型保育事業			6	3	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	27	395	194	55	671
	差引 ②－①		0	83	17	33	133
宿毛市	量の見込み ①		19	340	206	35	600
	確保の内容	教育・保育施設	30	429	259	58	776
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	30	429	259	58	776
	差引 ②－①		11	89	53	23	176
土佐清水市	量の見込み ①		8	121	73	18	220
	確保の内容	教育・保育施設	15	263	126	28	432
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	263	126	28	432
	差引 ②－①		7	142	53	10	212
四万十市	量の見込み ①		64	579	383	47	1,073
	確保の内容	教育・保育施設	150	920	406	67	1,543
		地域型保育事業			5	4	9
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		13	20	17	50
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	933	431	88	1,602
	差引 ②－①		86	354	48	41	529

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
香南市	量の見込み ①		278	478	319	54	1,129
	確保の内容	教育・保育施設	607	623	346	48	1,624
		地域型保育事業			60	30	90
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	607	623	406	78	1,714
	差引 ②－①		329	145	87	24	585
香美市	量の見込み ①		103	374	254	54	785
	確保の内容	教育・保育施設	150	453	265	56	924
		地域型保育事業			6	8	14
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	150	453	271	64	938
	差引 ②－①		47	79	17	10	153
東洋町	量の見込み ①		0	12	6	0	18
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	19	5	74
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	19	5	74
	差引 ②－①		0	38	13	5	56
奈半利町	量の見込み ①		7	30	24	9	70
	確保の内容	教育・保育施設	15	60	46	9	130
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	60	46	9	130
	差引 ②－①		8	30	22	0	60
田野町	量の見込み ①		3	42	27	11	83
	確保の内容	教育・保育施設	5	70	45	15	135
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	5	70	45	15	135
	差引 ②－①		2	28	18	4	52
安田町	量の見込み ①		2	41	32	10	85
	確保の内容	教育・保育施設	20	70	40	10	140
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	70	40	10	140
	差引 ②－①		18	29	8	0	55
北川村	量の見込み ①		0	6	3	0	9
	確保の内容	教育・保育施設	0	30	24	6	60
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	30	24	6	60
	差引 ②－①		0	24	21	6	51
馬路村	量の見込み ①		0	6	0	0	6
	確保の内容	教育・保育施設	0	50	20	5	75
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	50	20	5	75
	差引 ②－①		0	44	20	5	69
芸西村	量の見込み ①		48	25	42	13	128
	確保の内容	教育・保育施設	60	30	50	15	155
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	60	30	50	15	155
	差引 ②－①		12	5	8	2	27

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
本山町	量の見込み ①		0	59	32	8	99
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	32	8	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	32	8	100
	差引 ②－①		0	1	0	0	1
大豊町	量の見込み ①		0	29	22	6	57
	確保の内容	教育・保育施設	0	55	39	6	100
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	55	39	6	100
	差引 ②－①		0	26	17	0	43
土佐町	量の見込み ①		0	63	43	7	113
	確保の内容	教育・保育施設	0	84	43	8	135
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	84	43	8	135
	差引 ②－①		0	21	0	1	22
大川村	量の見込み ①		0	11	4	4	19
	確保の内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0
		地域型保育事業		11	4	4	19
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	11	4	4	19
	差引 ②－①		0	0	0	0	0
いの町	量の見込み ①		60	296	168	38	562
	確保の内容	教育・保育施設	154	400	227	59	840
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設		19	6		25
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	154	419	233	59	865
	差引 ②－①		94	123	65	21	303
仁淀川町	量の見込み ①		0	65	26	11	102
	確保の内容	教育・保育施設	0	77	26	11	114
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	77	26	11	114
	差引 ②－①		0	12	0	0	12
中土佐町	量の見込み ①		0	97	48	9	154
	確保の内容	教育・保育施設	0	143	58	9	210
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	143	58	9	210
	差引 ②－①		0	46	10	0	56
佐川町	量の見込み ①		5	215	110	36	366
	確保の内容	教育・保育施設	5	303	129	41	478
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	5	303	129	41	478
	差引 ②－①		0	88	19	5	112
越知町	量の見込み ①		18	54	39	15	126
	確保の内容	教育・保育施設	50	75	45	15	185
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	50	75	45	15	185
	差引 ②－①		32	21	6	0	59

市町村名	区分		1号認定（教育）	2号認定	3号認定		合計
					1・2歳児	0歳児	
梼原町	量の見込み ①		3	54	30	15	102
	確保の内容	教育・保育施設	15	65	45	25	150
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	15	65	45	25	150
	差引 ②－①		12	11	15	10	48
日高村	量の見込み ①		1	86	46	6	139
	確保の内容	教育・保育施設	1	91	51	13	156
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	1	91	51	13	156
	差引 ②－①		0	5	5	7	17
津野町	量の見込み ①		20	70	55	17	162
	確保の内容	教育・保育施設	20	150	85	25	280
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	20	150	85	25	280
	差引 ②－①		0	80	30	8	118
四万十町	量の見込み ①		4	287	167	18	476
	確保の内容	教育・保育施設	16	362	213	39	630
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	16	362	213	39	630
	差引 ②－①		12	75	46	21	154
大月町	量の見込み ①		0	28	19	8	55
	確保の内容	教育・保育施設	0	60	33	12	105
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	60	33	12	105
	差引 ②－①		0	32	14	4	50
三原村	量の見込み ①		0	16	12	7	35
	確保の内容	教育・保育施設	0	17	15	8	40
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	17	15	8	40
	差引 ②－①		0	1	3	1	5
黒潮町	量の見込み ①		0	170	90	25	285
	確保の内容	教育・保育施設	0	190	105	25	320
		地域型保育事業					0
		私学助成受給幼稚園等					0
		認可外保育施設					0
		企業主導型保育施設					0
		幼稚園（預かり保育）					0
		計 ②	0	190	105	25	320
	差引 ②－①		0	20	15	0	35
合 計	量の見込み ①		1,922	11,410	6,947	1,857	22,136
	確保の内容	教育・保育施設	2,894	14,794	7,840	2,010	27,538
		地域型保育事業	0	30	306	175	511
		私学助成受給幼稚園等	280	0	0	0	280
		認可外保育施設	0	32	44	21	97
		企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
		幼稚園（預かり保育）	0	0	0	0	0
		計 ②	3,174	14,856	8,190	2,206	28,426
	差引 ②－①		1,252	3,446	1,243	349	6,290

別表２　認定こども園の目標設置数、設置時期（各年4月1日現在）

（単位：か所）

市町村名	類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高知市	幼保連携型	5	4	4	4	4	4
	幼稚園型	9	9	10	10	10	10
	保育所型	5	5	5	5	5	5
	地方裁量型	2	2	2	2	2	2
	計	21	20	21	21	21	21
室戸市	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
安芸市	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
南国市	幼保連携型	2	3	3	3	3	3
	幼稚園型	1	0	0	0	0	0
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	3	3	3	3	3	3
土佐市	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
須崎市	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
宿毛市	幼保連携型						
	幼稚園型	1	1	1	1	1	1
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
土佐清水市	幼保連携型						
	幼稚園型	1	1	1	1	1	1
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
四万十市	幼保連携型			1	1	1	1
	幼稚園型	1	1	1	1	1	1
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	2	2	2	2
香南市	幼保連携型			1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型	1	1	1	1	1	1
	地方裁量型						
	計	1	1	2	2	2	2

（単位：か所）

市町村名	類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
香美市	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
東洋町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
奈半利町	幼保連携型	1	1	1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
田野町	幼保連携型				1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	1	1	1
安田町	幼保連携型	1	1	1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
北川村	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						1
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	1
馬路村	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
芸西村	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
本山町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
大豊町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0

（単位：か所）

市町村名	類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土佐町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
大川村	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
いの町	幼保連携型	2	2	2	2	2	2
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	2	2	2	2	2	2
仁淀川町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
中土佐町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
佐川町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
越知町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
梼原町	幼保連携型	1	1	1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
日高村	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
津野町	幼保連携型	2	2	2	2	2	2
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	2	2	2	2	2	2

（単位：か所）

市町村名	類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
四万十町	幼保連携型	1	1	1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	1	1	1	1	1	1
大月町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
三原村	幼保連携型	0	1	1	1	1	1
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	1	1	1	1	1
黒潮町	幼保連携型						
	幼稚園型						
	保育所型						
	地方裁量型						
	計	0	0	0	0	0	0
合計	幼保連携型	15	16	18	19	19	19
	幼稚園型	13	12	13	13	13	13
	保育所型	6	6	6	6	6	7
	地方裁量型	2	2	2	2	2	2
	計	36	36	39	40	40	41